



資料 1

総政企第 287 号
平成28年11月18日

統計委員会委員長
西 村 清 彦 殿

総務大臣

山 本 早 苗



諮問第98号
経済産業省生産動態統計調査の変更について（諮問）

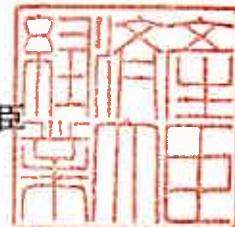
標記について、平成28年11月10日付け20161102統第1号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

経　　済　　産　　業　　省

20161102統第1号
平成28年11月10日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

経済産業省生産動態統計調査

主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室
事務担当者	山田 幸枝 電話 03（3501）1645 e-mail : yamada-sachie@meti.go.jp



申請事項記載書

1 調査の名称
経済産業省生産動態統計調査

2 変更の内容	変更案	変更前	変更理由
1～5 略 6 報告を求めるために用いる方法	1～5 略 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 経済産業省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者 経済産業省 — 民間事業者 — 報告者 (2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ()) 生産動態統計調査は、経済産業大臣、報告義務者及び一括調査報告義務者を管轄する経済産業局長又は都道府県知事が	1～5 略 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 経済産業省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者 <u>経済産業省 — 経済産業局 — 統計調査員 — 報告者</u> 経済産業省 — 都道府県 — 報告者 経済産業省 — 経済産業局 — 報告者 経済産業省 — 報告者 <u>経済産業省 — 民間事業者 — 報告者</u> (2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ()) 生産動態統計調査は、経済産業大臣、報告義務者及び一括調査報告義務者を管轄する経済産業局長又は都道府県知事が	○実態を踏まえ、経済産業局における調査員調査を廃止する。 ○民間事業者に調査業務を委託するため、追加する。

		その報告義務者及び一括調査報告義務者に配布する調査票 (別表第2) によって行う。	その報告義務者及び一括調査報告義務者に配布する調査票 (別表第2) によって行う。
①～③	略	①～③ 略	○民間事業者に調査業務を委託するため、追加する。
		<u>なお、経済産業省は、一部の調査票について民間事業者を通じて、郵送により報告義務者及び一括調査報告義務者へ調査票の記入を依頼し、上記①～③の方法により調査票を回収する。業務委託内容は、調査票等関係書類の印刷・送付、調査票の回収・督促、審査、照会、集計等とする。</u>	
7	報告を求める期間	7 報告を求める期間	○本申請に係る承認の効力時期を明らかにするため、変更する。
	(1) 調査の周期	(1) 調査の周期	○別添1の新旧対照表を参考。
	毎月(平成29年9月調査以降)	毎月(平成29年1月調査以降)	○調査組織の変更に伴い、調査票に所要の変更をする。変更部分については、別添2を参照。
	(2) 略	(2) 略	
	8～12 略	8～12 略	
		別表第1	
		別表第2	
		別表第3 略	別表第3 略

経済産業省生産動態統計調査計画（変更後）

1 調査の名称

経済産業省生産動態統計調査

2 調査の目的

経済産業省生産動態統計調査（以下「生産動態統計調査」という。）は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

- 別表第1に掲げる鉱産物及び工業品（以下「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する者であって、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所
- 前項に掲げる事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は前項に掲げる事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所（以下「特定事業所」という。）

4 報告を求める者

(1) 数

約17,000

(2) 選定の方法（■全数 □無作為抽出 □有意抽出）

- 規模以上悉皆調査

抽出方法：調査業種ごとに従事者規模により裾切りを行う

(3) 報告義務者

3（2）の規定する事業所及び特定事業所の管理責任者（以下「報告義務者」という。）。ただし、経済産業大臣が定める基準に基づき指定する事業所を代表する者（以下「一括調査報告義務者」とい

う。)は、関係事業所(特定事業所以外の事業所であって、当該指定を受けたものをいう。)の調査票に掲げる事項のうち、当該指定を受けた事項について一括して報告する(以下「一括調査」という。)。

3(2)に規定する事業所のうち一括調査の指定を受けようとするものは、あらかじめ経済産業大臣に届出をする。また、届け出た事項に変更があったとき又は一括調査をやめようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出る。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

別表第1に掲げる生産品目に関し、原則として次に掲げる事項について報告を求める。

- ①生産
- ②受入
- ③消費
- ④出荷
- ⑤在庫

また、経済産業大臣は、必要と認める場合、次に掲げる事項についても報告を求める。

- ⑥原材料
- ⑦従事者
- ⑧生産能力及び設備

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在によって行う。

調査期間は、原則として毎月1日から月末までの1か月間。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

経済産業省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者

経済産業省 — 都道府県 — 報告者

経済産業省 — 経済産業局 — 報告者

経済産業省 — 報告者

経済産業省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

生産動態統計調査は、経済産業大臣、報告義務者及び一括調査報告義務者を管轄する経済産業局長又

は都道府県知事がその報告義務者及び一括調査報告義務者に配布する調査票(別表第2)によって行う。

①調査票による提出

- ア 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、別表第1に掲げる調査の種類、提出先、提出部数及び提出期日に従って提出する。
- イ 一括調査報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、別表第1に掲げる調査の種類、経済産業大臣が指定する提出先、提出部数及び提出期日に従って提出する。
- ウ 経済産業局長及び都道府県知事は、受理した調査票を審査整理し、1部を保存し、1部を経済産業大臣に別表第1に掲げる期日までに提出する。

②電子情報処理組織による提出

- ア 報告義務者及び一括調査報告義務者は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と報告義務者及び一括調査報告義務者の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、別表第1に掲げる提出期日までに提出する。
- イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、アの電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）への記録がされた時に調査票が調査票配布者に到達したものとする。
- ウ 経済産業局長及び都道府県知事は、別表第1に掲げる経済産業大臣に提出する期日までにファイルを審査整理する。この場合においては、ファイルの審査整理を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとする。

③電磁的記録による提出

- ア 報告義務者及び一括調査報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表第1に掲げる調査の種類、提出先及び提出期日に従って提出する。

- イ 経済産業局長及び都道府県知事は、受理した電磁的記録を審査整理し、経済産業大臣に別表第1に掲げる期日までに提出する。

なお、経済産業省は、一部の調査票について民間事業者を通して、郵送により報告義務者及び一括調査報告義務者へ調査票の記入を依頼し、上記①～③の方法により調査票を回収する。業務委託内容は、調査票等関係書類の印刷・送付、調査票の回収・督促、審査、照会、集計等とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

毎月（平成29年9月調査以降）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、別表第1に掲げる調査の種類、提出先、提出期日に従って提出する。

8 集計事項

集計事項は、別表第3に掲げる事項とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

集計された結果をインターネット及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

速報は調査月の翌月末

確報は調査月の翌々月中旬

年報は調査月の翌年6月

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定にあたっては、日本標準産業分類E製造業の小分類に準拠している。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣
記入済み調査票	1年	経済産業局長
記入済み調査票	1年	都道府県知事
調査票等及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とできる事項

生産動態統計調査の事務に従事する者及び統計調査員は、調査のため必要があるときは、統計法第15条の規定により、必要な場所に立ち入り、「5. (1) 報告を求める事項」の各号に掲げる事項について、検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対して質問することができる。

別表第1

生産品目				調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期日	提出先	都道府県知事から経済産業大臣に提出する期日	経済局長から経済産業大臣に提出する期日	
				事業所	特定事業所							
鉄鋼及び 鉄鋼加工 製品	鉄 鋼	銑 粗 鋼 鍛 鑄	鉄 エ 半 鋼 鋼 品 品 品 品		全 部	鉄鋼月報(その一)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	\		
										\		
	普通鋼熱間圧延鋼材	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材		全 部	鉄鋼月報(その九)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	\		\	
									\			
									\			
									\			
	普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	磨 带 鋼・冷 延 鋼 板 冷 延 広 幅 帶 鋼 冷 延 電 気 鋼 帶 ブ リ キ テ イ ン フ リ ー スチ ル 亜 鉛 め っ き 鋼 板 そ の 他 の 金 属 め っ き 鋼 板 簡 易 鋼 矢 板 軽 量 形 鋼	全 部	鉄鋼月報(その二)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	\		\		
										\		
										\		
										\		
	特殊鋼熱間圧延鋼材		磨 棒 鋼 鐵 冷 間 圧 造 用 炭 素 鋼 線 硬 鋼 線 溶 接 棒 心 線 針 金 亜 鉛 め っ き 硬 鋼 線	従事者三十名 以上もの	鉄鋼月報(その九)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	\		\	
									\			
									\			
									\			
	特殊鋼冷間仕上鋼材	磨 带 鋼 冷 延 広 幅 帯 鋼 冷 延 鋼 板		全 部	鉄鋼月報(その五)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	\		\	
									\			
									\			
									\			
	鋼 管	普 通 鋼 鋼 管 特 殊 鋼 鋼 管		全 部	鉄鋼月報(その五)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	\		\	
									\			
									\			
									\			
	鋳 鉄 管			従事者三十名 以上もの	鉄鋼月報(その七)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	\		\	

	鉄鋼加工製品	鋼 P C 鋼より 金 鉄 電 気 溶 接 ド ラ ム 十八リットル缶 食 一 般 缶 缶	素線網 ぎ 接棒缶 缶 缶	従事者三十名 以上のもの	鉄鋼月報（その七）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	
一般機械器具	ボイラ及び原動機（自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く。）	内燃機関 ボイラー 蒸気タービン ガスタービン	はん用内燃機関 船舶用ディーゼル機関	従事者百名以上 のもの	機械器具月報（その一）	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
				従事者五十名以上百名未満 のもの	機械器具月報（その一）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
				経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報（その一）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	
土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	土木建設機械 鉱山機械 破碎機	装軌式トラクタ（ブルドーザに限る。） 建設用クレーン 掘削機械 整地機械 アスファルト舗装機械 コンクリート機械 基礎工事用機械 高所作業車 高所作業車 破砕解体機 せせらん孔岩機	はん用内燃機関 船舶用ディーゼル機関	従事者百名以上 のもの	機械器具月報（その二）	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
				従事者五十名以上百名未満 のもの	機械器具月報（その二）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
				経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報（その二）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	
化学機械及び貯蔵槽	化 学 機 械 貯 藏 槽	ろ過機器 分離機器 集じん機器 熱交換器 混合機、かくはん機及び粉碎機 反応用機器 塔槽乾燥機	はん用内燃機関 船舶用ディーゼル機関	従事者百名以上 のもの	機械器具月報（その三）	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
				従事者五十名以上百名未満 のもの	機械器具月報（その三）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械	製 紙 機 械 印 刷 機 械	射出成形機（手動式を除く。） 押出成形機 押出成形付属装置 プロウ成形機	はん用内燃機関 船舶用ディーゼル機関	従事者百名以上 のもの	機械器具月報（その四）	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
				従事者五十名以上百名未満 のもの	機械器具月報（その四）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
	製 版 機 械 製 紙 工 機 械	従事者百名以上 のもの	はん用内燃機関 船舶用ディーゼル機関	機械器具月報（その四）	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日	
				従事者三十名以上百名未満 のもの	機械器具月報（その四）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
ポンプ、圧縮機及び送風機（自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く。）	ポンプ（手動式及び消防ポンプを除く。） 真空ポンプ 圧縮機 送風機（排風機を含み、電気プロワを除く。）			従事者百名以上 のもの	機械器具月報（その六）	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
				従事者五十名以上百名未満 のもの	機械器具月報（その六）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
				経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報（その六）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	

油圧機器及び空気圧機器（航空機用のものを除く。）	油圧機器 空気圧機器		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その七）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
運搬機械及び産業用ロボット	クレーン 巻上機 コンベヤ エレベータ（自動車用を除く。） エスカレータ 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その八）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その八）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
動力伝導装置	固定比減速機（自動車用、二輪自動車用、自転車用及び航空機用のものを除く。） 歯車（粉末や金製品を除く。） スチールチェーン		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その九）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その九）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
農業用機械器具及び木材加工機械	農業用機械器具 木材加工機械	整地用機器及び付属品 栽培用機器 管理用機器 収穫調整用機器	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報（その十）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
金属工作機械	旋盤 研削盤 歯切り盤及び歯車仕上げ機械 専用機 マシニングセンタ その他の金属工作機械		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十一）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十一）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報（その十一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイカストマシン 鋳型機 砂処理・製品処理機械及び装置	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十二）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十二）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報（その十二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
食料品加工機械、包装機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食料品加工機械 包装機械及び荷造機械	個装・内装機械 外装・荷造機械	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十四）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十四）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報（その十四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		

事務用機械	賛写機（賛写版を除く。）・事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機） 複写機（ジアゾ式等を除く。） 金銭登録機	デジタル機器 フルカラー機器	従事者百名以上もの		機械器具月報（その十六）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十六）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するもの		機械器具月報（その十六）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
ミシン及び織維機械	ミシン 家庭用ミシン 工業用ミシン		従事者百名以上もの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するもの		機械器具月報（その十七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	織維機械		従事者百名以上もの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するもの		機械器具月報（その十七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品 エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ（業務用冷凍庫を含む。） 除湿機 製氷機 チーリングユニット（ヒートポンプ式を含む。） 冷凍・冷蔵ユニット 冷凍機及び冷凍機応用製品の補器 冷凍・空調用冷却塔		従事者百名以上もの		機械器具月報（その十八）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十八）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するもの		機械器具月報（その十八）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
業務用サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器		従事者百名以上もの		機械器具月報（その十九）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十九）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するもの		機械器具月報（その十九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
軸受、軸受メタル及びブッシュ	軸受 軸受メタル ブッシュ	玉軸受 二ろ軸受 軸受ユニット	従事者百名以上もの		機械器具月報（その二十）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その二十）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			経済産業大臣の指定するもの		機械器具月報（その二十）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
鉄構物及び架線金物	鉄構物 鉄橋 骨塔 水門（水門巻上機を含む。） 鋼管（ベンディングロ		従事者五十名以上のもの		鉄構物及び架線金物		翌月	都道府	翌月	

		ールで成型したものに 限る。)		月報	二部	十 日	県知事	十五日	
	架 線 金 物	送 変 電 用 配 電 用 通 信 線 用 及 び 電 車 線 用	従事者三十名 以上 の も の						
ばね	かさね板ばね つるまきばね ねじり棒ばね 線ばね うす板ばね ばね座金		従事者三十名 以上 の も の	ばね月報	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鋳造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型		従事者百名以 上 の も の	機械器具月報(その 二十三)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 の も の	機械器具月報(その 二十三)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
機械工 具	特殊鋼切削工具 ダイヤモンド工具 C(W) BN工具 超硬工具	ドリル(木工用を除く 。) ミーリングカッタ ギヤーカッタ(ねじフ ライスを含む。) ブローチ タップ及びダイス リーマ・バイト	従事者百名以 上 の も の	機械器具月報(その 二十四)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 の も の	機械器具月報(その 二十四)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 二十四)	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣		
弁及び 管継手	バルブ及びcock 管 継 手		従事者百名以 上 の も の	弁及び管継手月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 の も の		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
空気動 工具、 作業工 具、の こ刃及 び機械 刃物	空 気 動 工 具 の こ 刃 機 械 刃 物		従事者百名以 上 の も の	空気動工具、作業工 具、のこ刃及び機械 刃物月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 の も の		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	作 業 工 具		従事者百名以 上 の も の		二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者二十名 以上百名未満 の も の		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
ガス機 器、石 油機器 及び太 陽熱温 水器	ガ 斯 機 器	ガスこんろ ガス湯沸器 ガス温水給湯暖房機 ガス風呂がま ガスストーブ ガス温風暖房機	従事者百名以 上 の も の	ガス機器、石油機器 及び太陽熱温水器月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 の も の		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	石 油 機 器	石油ストーブ 石油温風暖房機 石油温水給湯暖房機							
半導体 製造装 置及び フラッ トパネ ル・デ	半導体製造装置 フラットパネル・ ディスプレイ製造 装置		従事者百名以 上 の も の	機械器具月報(その 五十七)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者五十名						

	イスプレイ製造装置		以上百名未満のもの	五十七)	二部	十日	県知事	十五日	
電気機械器具	回転電気機械(航空機用のものを除く。)	直交流発電機 電動機 電動機一体機器	従事者百名以上のもの 従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その二十八)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
				機械器具月報(その二十八)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
静止電気機械器具(航空機用のものを除く。)	変圧器(電子機器に組み込まれるものを除く。) 電力変換装置 コンデンサ(電子機器用のものを除く。) 避雷装置 リアクトル 電気炉 電気溶接機		従事者百名以上のもの 従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その二十九)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
				機械器具月報(その二十九)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
開閉制御装置(航空機用のものを除く。)	開閉制御装置 開閉機器		従事者百名以上のもの 従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
				機械器具月報(その三十)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
民生用電気機械器具	電気がま食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 電気かみそり 電気マッサージ器具		従事者百名以上のもの 従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十一)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
				機械器具月報(その三十一)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣の指定するものの指定するもの	機械器具月報(その三十一)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
電球、配線及び電気照明器具	電球 配線及び電気照明器具	白熱電球 放電ランプ LEDランプ 配線器具 電気照明器具	従事者百名以上のもの 従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十二)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
				機械器具月報(その三十二)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣の指定するものの指定するもの	機械器具月報(その三十二)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
通信機械器具及び無線応用装置	電話機 電話応用装置 ファクシミリ 交換機 搬送装置 無線通信機器(衛星通信装置を含む。) ネットワーク接続機器	ボタン電話装置 インターホン	従事者百名以上のもの 従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十三)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
				機械器具月報(その三十三)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣の指定するものの指定するもの	機械器具月報(その三十三)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
民生用電子機械器具	薄型テレビ ビデオカメラ(放送用を除く。) デジタルカメラ カーオーディオ カーナビゲーション		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十四)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日

	シス テム 補 聴 器	従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十四)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報(その三十四)	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
電子部品	受動部品 接続部品 電子回路基板 電子回路実装基板 音響部品 メモリ部品 スイッチング電源	抵抗器 固定コンデンサ トランジスタ インダクタ(コイルを含む。) 機能部品 スイッチ(通信・電子装置用に限る。) コネクタ リレー(有線通信機器用に限る。)	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十五)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
		磁気テープ 光ディスク	従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十五)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
電子管 半導体素子 集積回路 液晶素子 太陽電池モジュール			従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十六)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十六)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報(その三十六)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
電子計算機及び情報端末	電子計算機本体 情 報 端 末	はん(汎)用コンピュータ(メインフレーム) ミッドレンジコンピュータ パーソナルコンピュータ	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十七)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十七)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
電気計測器及び電子応用装置	電気計器 電気測定器 工業用計測制御機器 ガス警報器 X線装置 放射性物質応用機器 放射線測定器 超音波応用装置 その他の電子応用装置		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十八)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十八)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
電池	乾電池 蓄電池	酸化銀電池 アルカリマンガン乾電池 リチウム電池 鉛蓄電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン蓄電池	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十九)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十九)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報(その三十九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
輸送機械器具	自動車(戦闘用自動車を除く。) 乗用車 バスシャシー(完成車を含む。) トラックシャシー(完成車を含む。) 特殊自動車		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日

	ト レ 一 ラ 二輪自動車（モータースクータを含む。） 車 体			経済産業大臣の指定するもの 四十)	機械器具月報（その 四十）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
	自動車部品及び内燃機関電気装置品（自動車用以外のものを含む。） 二輪自動車部品	エ シ ン ジ ン 化 器 シ ョ ッ ク ア プ ソーバ 計 器 類 ブ レ ー キ 装 置	従事者百名以上のもの 従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その 四十一） 機械器具月報（その 四十一）	機械器具月報（その 四十一）	二部 二部	翌月 十 日 翌月 十 日	経済産業局長 都道府 県知事		翌月 十五日 十五日
	自転車及び車いす（原動機付自転車を除く。）	完 成 自 転 車	従事者百名以上のもの 従事者十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その 四十三） 機械器具月報（その 四十三）	機械器具月報（その 四十三）	二部 二部	翌月 十 日 翌月 十 日	経済産業局長 都道府 県知事		翌月 十五日 十五日
	車 い す		従事者百名以上のもの 従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その 四十三） 機械器具月報（その 四十三）	機械器具月報（その 四十三）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
	産業車両	動 力 付 運 搬 車	従事者百名以上のもの 従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その 四十四） 機械器具月報（その 四十四）	機械器具月報（その 四十四）	二部 二部	翌月 十 日 翌月 十 日	経済産業局長 都道府 県知事		翌月 十五日 十五日
	航空機	航 空 機 機体部品・付属装置 発 動 機 補機（発動機の付属品を含む。） 航空計器・操縦訓練用設備	全 部	機械器具月報（その 四十五）	機械器具月報（その 四十五）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
精密機械器具	計測機器	測 定 機 器 試 驗 機 器 測 量 機 器	従事者百名以上のもの 従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その 四十六） 機械器具月報（その 四十六）	機械器具月報（その 四十六）	二部 二部	翌月 十 日 翌月 十 日	経済産業局長 都道府 県知事		翌月 十五日 十五日
			従事者百名以上のもの 従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その 四十七） 機械器具月報（その 四十七）	機械器具月報（その 四十七）	二部 二部	翌月 十 日 翌月 十 日	経済産業局長 都道府 県知事		翌月 十五日 十五日
	光学機械器具及び時計	光 学 機 械 器 具 時 計	カ メ ラ カ メ ラ 用 交 換 レンズ 完 成 品 ムーブメント（自己消費を除く。）	機械器具月報（その 四十七） 機械器具月報（その 四十七）	機械器具月報（その 四十七）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		

その他の機械	粉末や金製品(超硬チップを除く。)		従事者百名以上のもの	粉末や金製品月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	粉末や金製品月報	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
	鍛造品	鍛 工 品 鐵系鍛工品 アルミニウム系鍛工品	従事者百名以上のもの	鍛工品月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者二十名以上百名未満のもの	鍛工品月報	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
	銑 鉄 鋳 物	銑 鉄 鋳 物 球 状 黒 鉛 鋳 鉄	従事者百名以上のもの	銑鉄鋳物月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	銑鉄鋳物月報	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
	可鍛鋳鉄及び精密鋳造品	可 鍛 鋳 鉄 精 密 鋳 造 品	従事者百名以上のもの	可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
	非 鉄 金 属 鋳 物	銅・銅合金鋳物	従事者百名以上のもの	非鉄金属鋳物月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者十名以上百名未満のもの	非鉄金属鋳物月報	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
		アルミニウム鋳物	従事者百名以上のもの	非鉄金属鋳物月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者二十名以上百名未満のもの	非鉄金属鋳物月報	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
	ダイカスト		従事者百名以上のもの	ダイカスト月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	ダイカスト月報	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
繊維工業品	化学繊維	再生半合成繊維 合 成 繊 維	従事者三十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	化 学 繊 維 月 報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	
	紡績糸	綿糸(コンデンサ一糸を含む。) そ 毛 糸 紡 毛 糸 麻 糸 再生・半合成繊維糸 ア ク リ ル 糸 ポリエステル糸 その他の合成繊維糸	従事者二十名以上のもの又は精紡機八百錘以上を有するもの	二以上の事業所を有するもの	紡績糸月報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	
	織物(細幅織物を除く。)	織 物 綿毛織物 絹・絹紡織物 ビスコーススフ織物 人絹・アセテート織物	従事者十名以上	二以上の事業所を有するも	織物生産月報	二部	翌月	都道府	翌月

	タオル タイヤコード	合 成 織 織 物	上 の も の	の			十 日	県知事	十五日	
	タフテッドカーペット(不織布カーペットを除く。) プレスフェルト(ニードルフェルトを除く。) 不織布		従事者二十名以上もの		タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	染色整理した織物及びニット生地		主たる工程を動力による機械設備によつて行うものであつて従事者二十名以上のもの		染色整理月報	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	ニット生地並びにニット製品及び織物縫製品	ニット生地	従事者三十名		ニット・衣服縫製品月報	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	ニット製品	外衣 下着・補整着・寝着類 靴下 手袋 外衣 下着・補整着・寝着類	以上もの							
	織物製縫製品									
	製綿・ふとん・網・綱、細幅織物・組ひも・レース	製綿・ふとん	従事者二十名以上のもの		二次製品月報(製綿・ふとん、網・綱、細幅織物・組ひも・レース)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
		漁網・陸上網合 成 織 網	従事者二十名以上のもの							
		細幅織物組ひももレース生地	従事者十名以上のもの							
バルブ・紙及び紙加工品	バルブ	製紙バルブ		全 部	バルブ月報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
	紙	紙(手すきの紙を除く。)	新聞用紙 印刷用紙 包装用紙 衛生用紙 雑種紙	全 部	紙月報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
		板紙	段ボール原紙 紙器用板紙 雑板紙	全 部	板紙月報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
		紙おむつ		従事者五十名以上のもの 全 部 経済産業大臣の指定するもの	段ボール月報 紙おむつ月報	一部 一部	翌月 十五日 翌月 十五日	経済産業大臣 経済産業大臣		
印刷	印刷	出版印刷 商業印刷 証券印刷 事務用印刷 包装印刷 建装材印刷 その他の印刷		従事者百名以上のもの	印刷月報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
雑貨	雑貨工	楽器	ピアノ	従事者二十名						

工業品	業品	電子ピアノ・電子オルガン 電子キーボード類(ミニキーボードを除く。) 管 楽 器 ギター・電気ギター	以上のもの 経済産業大臣の指定するもの	樂 器 月 報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		家 具 金 属 製 家 具 木 製 家 具	従事者五十名以上もの	家 具 月 報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		軽金属板製品(他に掲げる品目に属するものを除く。)	従事者二十名以上もの	軽金属板製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		文 具 鉛 筆 シャープペンシル ボールペン マーキングペン クレヨン・バス・水彩 絵の具 修 正 液 修 正 テ ー ブ	従事者二十名以上もの	文 具 月 報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		玩 具 機械玩具(可動装置を有するもの。) プラスチック製玩具(可動装置を有しないもの。)	従事者十名以上もの	玩 具 月 報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		革 靴	従事者十名以上もの	革 靴 月 報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		製革(牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革に限る。)	従事者十名以上もの	製 革 月 報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ガラス製品(板ガラス及びガラス織維を除いたもので、加工組立等をしないものに限る。)	従事者十名以上もの	ガラス製品・ほうろう鉄器月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ほうろう鉄器	従事者二十名以上もの						
		陶 磁 器 タイベル 衛生用 品 電気用 品 台所・食卓用 品 玩 具 · 置 物	従事者十名以上もの	陶 磁 器 月 報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ファインセラミックス	従事者五名以上もの	ファインセラミックス月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
化学工業品	無機薬品、顔料及び化学肥料	化 学 肥 料 アンモニア 硝酸硫酸アンモニウム(副生硫酸アンモニウムを除く。) 複合肥料(化成肥料のうち粒状のものに限る。) か 性 ソ 一 ダ 塩 素 ガ ス 液 体 塩 素 塩 酸 次亜塩素酸ナトリウム溶液	全 部	化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		ソーダ工業製品							
		石灰及び軽質カルシウム類	石 灰 軽質炭酸カルシウム	従事者十五名以上もの					

ふりかわくあいわく カリウム塩化物 亜鉛化合物 鉄化合物 顔料	化水素酸 水酸化カリウム 酸化亜鉛 酸化第二鐵 アゾ顔料 フタロシアニン系顔料	全 部		無機薬品・火薬類月報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣
酸化チタン カーボンブラック 活性炭 硫化物 その他の無機薬品	硫酸アルミニウム ポリ塩化アルミニウム ヨウ素 けい酸ナトリウム 過酸化水素 化学会石こう 火薬及び爆薬						
火薬類							
触媒(主として触媒に用いられる物質に限る。)		全 部		触媒月報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣
高圧ガス、液体ガス及び固体ガス	酸素 窒素 アルゴ 水素 溶解アセチレン フルオロカーボン 炭酸ガス	全 部		高圧ガス月報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣
有機薬品及び写真感光材料	コールタール製品 環式中間物(石油化学製品であるものを除く。) 合成染料 有機ゴム薬品	コールタール 粗製ベンゼン クレオソート油 ナフタリン 副生硫酸アンモニウム ジフェニルメタンジイソシアネート シクロヘキサン アニリン 無水フタル酸	全 部	コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣
可塑剤	メタノール系有機薬品 可塑剤 その他の有機薬品 写真感光材料	ホルマリジン 塩化メチル 塩化メチレン フタル酸系可塑剤 りん酸系可塑剤 エポキシ系可塑剤 発酵エチルアルコール 無水マレイン酸 写真フィルム	全 部	有機薬品及び写真感光材料月報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣
石油化学製品	ポリエチレン ポリスチレン ポリプロピレン 石油樹脂 合成ゴム(合成ラテックスを含む。) スチレンモノマー フェノール ビスフェノールA 無水フタル酸 アレフタル酸 純ベニゼン 純トルエン キシリレン オルソキシリエン パラキシリエン エチレン 酸化エチレン エチレングリコール エチレングリコールエーテル アセトアルデヒド 酢酸 エチルアルコール 二塩化エチレン プロピレン	全 部		石油化学製品月報	一部	翌月 十五日	経済産業大臣

		酸化プロピレン プロピレングリコール ポリプロピレングリコール エピクロルヒドリン イソプロビルアルコール 合成アセトン メチルイソブチルケトン アクリロニトリル アクリル酸エステル 合成オクタノール 合成ブタノール メチルエチルケトン ブタン・ブチレン ブタジエン 分解ガソリン						
プラスチック	プラスチック（石油化学製品月報に掲げるものを除く。）		全 部		プラスチック月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣
油脂製品、石けん、合成洗剤等及び界面活性剤	油脂 製 品 石けん 洗顔・ボディ用身体洗浄剤 合成洗剤 柔軟仕上剤 漂白剤 酸・アルカリ洗浄剤 クレンザ界面活性剤	脂 肪 酸 精 製 グ リ セ リ ン	従事者十名以上もの		油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣
化粧品	香 水 ・ オ ー デ コ ロ ン 頭髪用化粧品 皮膚用化粧品 仕上用化粧品 特 殊 用 途			従事者三十名以上のもの	化粧品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣
塗料及び印刷インク	塗 料 シ ン ナ 一 印 刷 イ ン キ 印刷インキ用ワニス	一 般 イ ン ク 新 聞 イ ン ク	従事者十名以上もの		塗料及び印刷インキ月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣
ゴム製品及びプラスチック製品	自動車用タイヤ		従事者五名以上のもの		ゴム製品月報（自動車用タイヤ）	一部	翌月十五日	経済産業大臣
	ゴム製履物 プラスチック製履物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品 更生タイヤ用練生地 その他のゴム製品 (電線被覆を除く。) 再 生 ゴ ム		従事者五名以上のもの		ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）	一部	翌月十五日	経済産業大臣
プラスチック製品	プラスチック製品 (電線被覆及びプラスチック製履物を除く。)	フ シ 一 ル ム ト 合 成 皮 革 バ イ ブ 繼 手 機械器具部品(照明用品を含む。) 日用品・雑貨 容 器 建 發 泡 製 品	従事者五十名以上のもの		プラスチック製品月報	二部	翌月十日	都道府県知事
								翌月十五日

			強 浴 淨 そ 化 の 化 製 品 槽 槽 他								
窯業 製品 、土 石製 品及 び建 材	セメン ト及び セメン ト製品	セ メ ン ト ク リ ン タ		全 部		セメント・セメント 製品月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
	セメント製品	遠心力鉄筋コンクリー ト製品 空洞コンクリートブロ ック 護岸用コンクリートブ ロック 道路用コンクリート製 品 プレストレストコンク リート製品 木材セメント板 気泡コンクリート製品	セメント又は クリンカを生 産するもので あって従事者 三十名以上の もの 上記以外のも のであって従 事者三十名以 上のもの				二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五日	
	ガラス 及びガ ラス製 品	板 ガ ラ ス 安 全 ガ ラ ス 複 層 ガ ラ ス ガ ラ ス 繊 維		全 部		板ガラス・安全ガラ ス・複層ガラス及び ガラス繊維月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
	その他の 窯業 製品、 土石製 品及 び建 材	耐火れんが・不定 形耐火物		全 部		耐火れんが・不定形 耐火物月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
	せっこうボード 繊 維 板 パーティクルボ ード プレハブ建築用パ ネル			全 部		ボード・パネル月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
	炭素製品(炭素れ んが、鉛筆用芯、 濾過用カーボン、 活性炭及びその他の の日用品を除く。) 研削砥石	電 ブ ラ 特 殊 炭 素 製 品 炭 素 繊 維	極 シ 品 部	全 部		炭素製品・研削砥石 月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
	金属製建具	アルミニウム製建具 スチール又はステンレ ス製建具	従事者三十名 以上のもの			金属製建具月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
鉱物 及び 石炭 製品	金属鉱 物	金 鉱		全 部							
	非金属 鉱物	けい ドロ けい い 石 砂		全 部		鉱物及びコークス月 報	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五日	
	石 灰 石			従事者十名以 上のもの							
	コーク ス	コ一 クス		全 部							
	原油及 び天然 ガス	原 油 天 然 ガ ス		全 部		原油及び天然ガス月 報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
石油 製品	石油製 品	石 油 製 品		全 部		石油製品月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
非鐵 金屬 及び 非鐵 金屬 加工	非鐵金 屬地金	電 気 金 電 気 銀 粗 銅 電 気 銅 粗鉛(副産粗鉛を 含む。)		全 部		非 鉄 金 属 月 報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		

製品	電 気 鉛 亜 鉛							
	高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ		全 部		非鉄金属製品月報（高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）	一部	翌 月 十五日	経済産業大臣
	アルミニウム地金 アルミニウム合金地金 アルミニウム二次地金 アルミニウム二次合金地金	精製アルミニウム地金	全 部		アルミニウム月報	一部	翌 月 十五日	経済産業大臣
	伸 銅 製 品		全 部		非鉄金属製品月報（伸銅製品）	一部	翌 月 十五日	経済産業大臣
	は ん だ 銅 合 金 塊		全 部		非鉄金属製品月報（高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）	一部	翌 月 十五日	経済産業大臣
	アルミニウム粉		全 部		アルミニウム月報	一部	翌 月 十五日	経済産業大臣
	アルミニウム圧延製品		全 部		非鉄金属製品月報（アルミニウム圧延製品）	一部	翌 月 十五日	経済産業大臣
	電線・ケーブル	銅 裸 線 銅線（完成品） アルミニウム線	従事者三十名 以上のもの		非鉄金属製品（電線・ケーブル）、光ファイバ製品月報	一部	翌 月 十五日	経済産業大臣
	光ファイバ製品	通 信 用 ケ ー ブ ル 光 フ ア イ バ 心 線	全 部					

後改正

別表第1

別表第1

（別添1）

後正改

行現

機 械	壓 縮 機 器 用 鋼 管 及 其 他 の 物 件	機械等を生産 するものであ る者並びに 十名以上の工 業者	鉄鋼月報(その七)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
壓 縮 機 器 用 鋼 管 及 其 他 の 物 件	P C 鋼 ノ ス 鋼 管 及 其 他 の 物 件	機械等を生産 するものであ る者並びに 十名以上の工 業者	鉄鋼月報(その七)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
鋼	管 管 管 管 管 管	機械等を生産 するもの	鉄鋼月報(その六)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
鋼	管 管 管 管 管 管	機械等を生産 するものであ る者並びに 十名以上の工 業者	鉄鋼月報(その九)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
鋼	管 管 管 管 管 管	機械等を生産 するものであ る者並びに 十名以上の工 業者	鉄鋼月報(その六)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
鋼	管 管 管 管 管 管	機械等を生産 するものであ る者並びに 十名以上の工 業者	鉄鋼月報(その九)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
鋼	管 管 管 管 管 管	機械等を生産 するものであ る者並びに 十名以上の工 業者	鉄鋼月報(その七)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
鋼	管 管 管 管 管 管	機械等を生産 するものであ る者並びに 十名以上の工 業者	鉄鋼月報(その九)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
鋼	管 管 管 管 管 管	機械等を生産 するものであ る者並びに 十名以上の工 業者	鉄鋼月報(その七)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
鋼	管 管 管 管 管 管	機械等を生産 するものであ る者並びに 十名以上の工 業者	鉄鋼月報(その九)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
鋼	管 管 管 管 管 管	機械等を生産 するものであ る者並びに 十名以上の工 業者	鉄鋼月報(その七)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
鋼	管 管 管 管 管 管	機械等を生産 するものであ る者並びに 十名以上の工 業者	鉄鋼月報(その九)	一部 十五日	翌 月 十五日	経済統 計大区
一 般 機 械 器 具	汽 化 器 及 其 他 的 器 具	内燃機関 はんじん 用 油 炉 用 デ ィ ー ゼ ル 機 関	内燃機 器 用 ガ ス 系 タ ン ガ ス	内燃機 器 用 ガ ス 系 タ ン ガ ス	内燃機 器 用 ガ ス 系 タ ン ガ ス	内燃機 器 用 ガ ス 系 タ ン ガ ス
土 木 建 設 機 械	土 木 建 設 機 械	ガバ ーナ ー ト 式 ト ラ ク タ (ブ ル ド ー ザ ー ジ ン)	ガバ ーナ ー ト 式 ト ラ ク タ (ブ ル ド ー ザ ー ジ ン)	ガバ ーナ ー ト 式 ト ラ ク タ (ブ ル ド ー ザ ー ジ ン)	ガバ ーナ ー ト 式 ト ラ ク タ (ブ ル ド ー ザ ー ジ ン)	ガバ ーナ ー ト 式 ト ラ ク タ (ブ ル ド ー ザ ー ジ ン)
化 学 機 械	化 学 機 械	土木建設機械 設備機械 ・新山 ・機械及 び機械 機	土木建設機械 設備機械 ・新山 ・機械及 び機械 機	土木建設機械 設備機械 ・新山 ・機械及 び機械 機	土木建設機械 設備機械 ・新山 ・機械及 び機械 機	土木建設機械 設備機械 ・新山 ・機械及 び機械 機

後改正

行現

改正後		現行	
電球、電気機器及び電気照明器具	電球、電気機器及び電気照明器具	電球、電気機器及び電気照明器具	電球、電気機器及び電気照明器具
電球、電気機器及び電気照明器具	電球、電気機器及び電気照明器具	電球、電気機器及び電気照明器具	電球、電気機器及び電気照明器具
電話機、電話機用機器及び無線機器装置	電話機、電話機用機器及び無線機器装置	電話機、電話機用機器及び無線機器装置	電話機、電話機用機器及び無線機器装置
民生用電子機械器具	民生用電子機械器具	民生用電子機械器具	民生用電子機械器具
受動部品	受動部品	受動部品	受動部品
接続部品	接続部品	接続部品	接続部品
電子部品	電子部品	電子部品	電子部品
情報端末	情報端末	情報端末	情報端末

改正後

現行

電気計器 測定器及 工業用計測機 械装置 心用接 子 X線 放射性物質 及 放射線測定器 超音波用接 器 その他の電子応用 装置	電気計器 測定器 及び電子 工業用計測機 械装置 X線 放射性物質 及 放射線測定器 超音波用接 器 その他の電子応用 装置	電気計器 測定器 及び電子 工業用計測機 械装置 X線 放射性物質 及 放射線測定器 超音波用接 器 その他の電子応用 装置	電気計器 測定器 及び電子 工業用計測機 械装置 X線 放射性物質 及 放射線測定器 超音波用接 器 その他の電子応用 装置
電池 電池 電池 電池	化成電池 アルカリマンガン乾電池 リチウム電池 船用アルカリ蓄電池 リチウムイオン蓄電池	電池 電池 電池 電池	電池 電池 電池 電池
輸送機械 器具 工具 (機械 用自動 車を除 く。) (完成車を含む。 トレーラー 二輪自動車 モータースクーターを含 む。)	乗用車 (機械 用自動 車を除 く。) (完成車を含む。 トレーラー 二輪自動車 モータースクーターを含 む。)	乗用車 (機械 用自動 車を除 く。) (完成車を含む。 トレーラー 二輪自動車 モータースクーターを含 む。)	輸送機械 器具 工具 (機械 用自動 車を除 く。) (完成車を含む。 トレーラー 二輪自動車 モータースクーターを含 む。)
自動車 部品 及び内燃 機関電 気装置 品 二輪自動車 部品	自動車 部品 内燃機関電 気装置 品 二輪自動車 部品	自動車 部品 内燃機関電 気装置 品 二輪自動車 部品	自動車 部品 内燃機関電 気装置 品 二輪自動車 部品
自転車 及び車 いす 原動機 付自転 車を除 く。)	完成自転車 車いす	完成自転車 車いす	完成自転車 車いす
産業車 動力付運搬車 両	産業車 動力付運搬車 両	産業車 動力付運搬車 両	産業車 動力付運搬車 両

改正後

現行

航空機 機体部品・付属装置 及び時計 用機械 器具	航空機 機体部品・付属装置 及び時計 用機械 器具を含む。) 航空計器・測定 機械用設備	光学機械器具 カメラ用交換レンズ 計完成品 ムーブメント(自己潤滑を除く。)	光学機械器具 カメラ用交換レンズ 及び時計 用機械器具を除く。 ムーブメント(自己潤滑を除く。)	航空機 機体部品・付属装置 及び時計 用機械 器具を含む。) 航空計器・測定 機械用設備	光学機械器具 カメラ用交換レンズ 及び時計 用機械器具を除く。 ムーブメント(自己潤滑を除く。)
精密機器 器具	精密機器 器具	精密機器 器具	精密機器 器具	精密機器 器具	精密機器 器具
その他の 粉末や金製品 超硬金 屬製品 を除く。)	その他の 粉末や金製品 超硬金 屬製品 を除く。)	その他の 粉末や金製品 超硬金 屬製品 を除く。)	その他の 粉末や金製品 超硬金 屬製品 を除く。)	その他の 粉末や金製品 超硬金 屬製品 を除く。)	その他の 粉末や金製品 超硬金 屬製品 を除く。)
鍛鍊品 鍛物	鍛鍊品 鍛物	鍛鍊品 鍛物	鍛鍊品 鍛物	鍛鍊品 鍛物	鍛鍊品 鍛物
鍛鍊品 鍛物 球状黑鉛 鉄鍛造品	鍛鍊品 鍛物 球状黑鉛 鉄鍛造品	鍛鍊品 鍛物 球状黑鉛 鉄鍛造品	鍛鍊品 鍛物 球状黑鉛 鉄鍛造品	鍛鍊品 鍛物 球状黑鉛 鉄鍛造品	鍛鍊品 鍛物 球状黑鉛 鉄鍛造品
可鍛鋳鉄及び精密 鍛造品	可鍛鋳鉄及び精密 鍛造品	可鍛鋳鉄及び精密 鍛造品	可鍛鋳鉄及び精密 鍛造品	可鍛鋳鉄及び精密 鍛造品	可鍛鋳鉄及び精密 鍛造品
非鉄金属鍛物 鋼・鋼合金鍛物	非鉄金属鍛物 鋼・鋼合金鍛物	アルミニウム鍛物	アルミニウム鍛物	アルミニウム鍛物	アルミニウム鍛物
ダイカスト	ダイカスト	ダイカスト	ダイカスト	ダイカスト	ダイカスト
織機 工業用機 器	織機 再生半合成織機 一糸を含む。) そ れ 再生・半合成織機 アクリル がリエス その他の合成織機 系	二以上事業所を有するもの 従事者三十名 以上のもの 従事者二十名 以上もの又 は構造機八百 台以上を有する もの	化学織機 月報 十五日 隔週隔 週大版	化学織機 再生半合成織 合 成織 維 工業用 品	二以上事業所を有するもの 従事者三十名 以上のもの 従事者二十名 以上もの又 は構造機八百 台以上を有する もの
織機 再生半合成織機 一糸を含む。) そ れ 再生・半合成織機 アクリル がリエス その他の合成織機 系	二以上事業所を有するもの 従事者三十名 以上のもの 従事者二十名 以上もの又 は構造機八百 台以上を有する もの	化学織機 月報 十五日 隔週隔 週大版	化学織機 月報 十五日 隔週隔 週大版	化学織機 月報 十五日 隔週隔 週大版	二以上事業所を有するもの 従事者三十名 以上のもの 従事者二十名 以上もの又 は構造機八百 台以上を有する もの

後改正

行現

改正後

現行

機械工業品	機 業 器	電子アノ・電子オルガニクス電子キーボードを除く。) 管 ギター・電気ギター	従事者二十名以上もの経済産業大臣の指定するもの	器 月 報	翌月十五日 楽器大区								
家 具	具 木 製 家 具	従事者五十名以上もの	家 具 月 報	翌月十五日 楽器大区	家 具 月 報	翌月十五日 楽器大区	家 具 月 報	翌月十五日 楽器大区	家 具 月 報	翌月十五日 楽器大区	家 具 月 報	翌月十五日 楽器大区	
文 具	鉛筆 ペンシル ペン マーキングペン マーキング・パス・水彩色修正テープ	従事者二十名以上もの	文 具 月 報	翌月十五日 楽器大区	文 具 月 報	翌月十五日 楽器大区	文 具 月 報	翌月十五日 楽器大区	文 具 月 報	翌月十五日 楽器大区	文 具 月 報	翌月十五日 楽器大区	
玩 具	機械玩具(可動装置を有するもの。) プラスチック製元具(可動装置を有しないもの。)	従事者二十名以上もの	玩 具	翌月十五日 楽器大区	玩 具	翌月十五日 楽器大区	玩 具	翌月十五日 楽器大区	玩 具	翌月十五日 楽器大区	玩 具	翌月十五日 楽器大区	
革	鞄		革		革		革		革		革		
ガラス製品(牛革、馬革、豚革及び羊革に限る。)			ガラス製品(板ガラス及びガラス繊維を除いたもので、加工組立等を行わないものに限る。)										
は う ろ う 机 器													
陶 磁 器	タバコ用具 食器 台所用具												
ファインセラミック													
化 学 肥 料	アソニモニア硫酸アンモニウム(副生硫酸アンモニウムを除く。)複合肥料(化成肥料のうち粒状のものの限り。)ソーダ工業製品小性ソーダ液體質化物												
石炭及び褐煤カルシウム類	石炭質灰酸カルシウム												

後改正

行現

改正後

現行

エチルアルコール 二塩化エチレン ブロビレン 酸化ブロビヨール プロビレングリコール ボリプロビレングリコール エビクロルヒドリン エソプロピルアルコール 合成アセトン メチルソブチルケト アクリロニトリル アクリル酸エステル 合成オクタノール メチルエチルケトン ブタン・ブチレン 分解ガソリン	エチルアルコール 二塩化エチレン ブロビレン 酸化ブロビヨール プロビレングリコール ボリプロビレングリコール エビクロルヒドリン エソプロピルアルコール 合成アセトン メチルソブチルケト アクリロニトリル アクリル酸エステル 合成オクタノール メチルエチルケトン ブタン・ブチレン 分解ガソリン	全 部	プラスチック(石油に溶かしておけるものを除く。)	全 部	プラスチック(石油に溶かしておけるものを除く。)
油脂製品、石けん、洗顔・ボディ用身体洗浄剤等及び界面活性剤 柔軟・美白・保湿・アルカリ洗浄剤 クレンザーワークス	油脂製品、石けん、洗顔・ボディ用身体洗浄剤等及び界面活性剤 柔軟・美白・保湿・アルカリ洗浄剤 クレンザーワークス	全 部	プラスチック月報 週一回 十五日 週一回 十五日	油脂製品、石けん、洗顔・ボディ用身体洗浄剤等及び界面活性剤 柔軟・美白・保湿・アルカリ洗浄剤 クレンザーワークス	油脂製品、石けん、洗顔・ボディ用身体洗浄剤等及び界面活性剤 柔軟・美白・保湿・アルカリ洗浄剤 クレンザーワークス
化粧品 香水・オーデコロン 頭髪用化粧品 皮膚・毛用化粧品 特殊用	化粧品 香水・オーデコロン 頭髪用化粧品 皮膚・毛用化粧品 特殊用	従事者三十名以上もの	化粧品月報 週一回 十五日 週一回 十五日	化粧品 香水・オーデコロン 頭髪用化粧品 皮膚・毛用化粧品 特殊用	化粧品月報 週一回 十五日 週一回 十五日
塗料及び印刷インク 印刷インキ用ワックス	塗料 一般開発 新規開発 印刷インキ用ワックス	従事者十名以上もの	従事者十名以上もの	塗料及び印刷インキ 月報	従事者十名以上もの
ゴム製品 及び プラスチック製品	ゴム製品 自動車用タイヤ 自動車用タイヤ	従事者五名以上もの	ゴム製品月報(自動車用タイヤ)	ゴム製品 自動車用タイヤ	ゴム製品月報(自動車用タイヤ)
ゴム製物 プラスチック製物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品 再生タイヤ用繊生地 その他ゴム製品 (電線被覆を除く。 再生ゴム)	ゴム製品 自動車用タイヤ 自動車用タイヤ	従事者五名以上もの	ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く。)	ゴム製品 自動車用タイヤ	ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く。)

後改正

行現

現行		改正後	
石油製品	石油製品	石油製品	石油製品
非鉄金属及び非鉄金属加工製品	新鋭金属電線電線(副産鉱物含む。)電船	金銀銅鉛加工製品	金銀銅鉛加工製品
高純度多結晶シリコンコーンワームハーフリコン	精製アルミニウム地金アルミニウム合金地金アルミニウム二次地金アルミニウム二次合金地金	精製アルミニウム地金アルミニウム合金地金アルミニウム二次地金アルミニウム二次合金地金	精製アルミニウム地金アルミニウム合金地金アルミニウム二次地金アルミニウム二次合金地金
非鉄金属加工製品	伸鋼製品	伸鋼製品	伸鋼製品
はん金綱合	非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコンワームハーフリコンなど、複合金塊)	非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコンワームハーフリコンなど、複合金塊)	非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコンワームハーフリコンなど、複合金塊)
アルミニウム粉			アルミニウム粉
アルミニウム圧延製品		アルミニウム圧延製品	
電線・ケーブル	裸線(完成品)アルミニウム裸線	裸線(完成品)アルミニウム裸線	電線・ケーブル
光ファイバ製品	通信用ケーブル光ファイバ	通信用ケーブル光ファイバ	光ファイバ製品

別表第2 [調査票様式]

鉄鋼月報（その4）普通鋼冷間仕上鋼材（線類を除く。） ・めっき鋼材（線類を除く。）・冷間ロール成型形鋼	1
鉄鋼月報（その5）特殊鋼圧延鋼材	2
鉄鋼月報（その6）鋼管	3
鉄鋼月報（その7）磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品	4
鉄鋼月報（その9）労務・生産能力	5
化学繊維月報	6
紡績糸月報	7
パルプ月報	8
紙月報	9
板紙月報	10
段ボール月報	11
印刷月報	12
楽器月報	13
家具月報	14
軽金属板製品月報	15
文具月報	16
コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報	17
無機薬品・火薬類月報	18
触媒月報	19
高压ガス月報	20

別表第2 [調査票様式] (つづき)

プラスチック月報	21
油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	22
化粧品月報	23
塗料及び印刷インキ月報	24
ゴム製品月報（自動車用タイヤ）	25
ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）	26
耐火れんが・不定形耐火物月報	27
炭素製品・研削砥石月報	28
ボード・パネル月報	29
金属製建具月報	30
非鉄金属製品月報 (高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)	31



経済産業省生産動態統計調査
鉄鋼月報(その4) 普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く)・めっき
鋼材(線類を除く)・冷間ロール成型形鋼

(平成 年 月 分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

単位:t

1. 製品

品目	項目	番号	生産	受入	消費	出荷		月末在庫
			A	B	C	販売	その他	
冷間仕上鋼材	磨帯鋼・冷延鋼板	0101						
	冷延広幅帶鋼	0102						
	冷延電気鋼帶	0103						
めっき材	ブリキ	0104						
	ティンフリースチール	0105						
	亜鉛めっき鋼板	0106						
	電気めっき	0107						
	その他の金属めっき鋼板	0108						
冷間ロール成型形鋼	簡易鋼矢板	0109						
	軽量形鋼	0110						

2-1. めっき鋼材用・冷間ロール成型形鋼用原材料

品目	項目	番号	消費	月末在庫	単位:t
			A	B	
普通鋼冷間仕上鋼材 (冷延電気鋼帶を除く)		0201			

(備考)

注:めっき・冷間ロール成型形鋼専業事業所のみ記入してください。

2-2. 冷間ロール成型形鋼用原材料

品目	項目	番号	消費	月末在庫	単位:t
			A	B	
亜鉛めっき鋼板		0221			

注:冷間ロール成型形鋼専業事業所のみ記入してください。

2-3. 普通鋼冷延用・亜鉛めっき鋼板用・冷間ロール成型形鋼用原材料

品目	項目	番号	消費	月末在庫	単位:t
			A	B	
普通鋼熱間圧延鋼材	鋼板	0231			
	中板・薄板	0232			
	鋼帶	0233			

注:冷延・めっき・冷間ロール成型形鋼専業事業所のみ記入してください。

企業名		本社又は 本店所在地	(〒) (電話)
事業所名		事業所所在地	(〒)
報告者の氏名		作成者の 所属部署 及び氏名	(電話)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号			調査票番号			年 月分		事業所番号	
								都道府県	整理番号
A	0	7	1	0	4	0	2	0	



秘

政府統計

経済産業省生産動態統計調査

鉄鋼月報(その5) 特殊鋼圧延鋼材

(平成 年 月 分)

基幹統計	
経済産業省	生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1. 製品

単位:t

品目	項目	番号	生産 A	受入 B	消費 C	出荷		月末在庫 F
						販売	その他	
熱間圧延鋼材	形鋼	0101						
	棒鋼	0102						
	管材	0103						
	線材	0104						
	钢板	0105						
	鋼帶	0106						
計		0107						
冷間仕上鋼材	磨帶鋼	0108						
	冷延広幅帶鋼	0109						
	冷延鋼板	0110						

2. 特殊鋼冷延用原材料消費

単位:t

品目	項目	番号	消費	
			A	
熱間圧延鋼材	钢板	0201		
	鋼帶	0202		

(備考)

企業名		本社又は 本店所在 地	(〒 - -) 電話(- - -)
事業所名		事業所 所在地	(〒 - -)
報告者の氏名		作成者の所属 部署名及び氏名	電話(- - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号	
			都道府県	整理番号
A 0 7	1 0 5 0	2 0		



秘

政府統計

経済産業省生産動態統計調査
鉄鋼月報(その6) 鋼 管

(平成 年 月 分)

基幹統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1-1. 製品

単位:t

品目	番号	生産	受入	消費	出荷		月末在庫
					販売	その他	
普通鋼	熱間鋼管 (溶鍛接鋼管を含む)	0101					
普通鋼	冷けん钢管 (再生引抜钢管を含む)	0102					
特殊鋼	めつき钢管	0103					
特殊鋼	熱間钢管 (溶接钢管を含む)	0104					
特殊鋼	冷けん钢管	0105					

1-2. 普通鋼熱間钢管製法別生産内訳

単位:t

品目	番号	生産	
		A	B
継目無钢管	0121		
鍛接钢管	0122		
電縫钢管	0123		
電弧溶接钢管	0124		

2-1. 鋼管用原材料

単位:t

原材料名	番号	消費	月末在庫
		A	B
普通鋼 管材	0201		
普通鋼 板厚板	0202		
普通鋼 中板・薄板	0203		
普通鋼 帶	0204		
普通鋼 磨帶鋼	0205		
特殊鋼 亜鉛めつき鋼板	0206		
特殊鋼 管材	0207		
特殊鋼 鋼板	0208		
特殊鋼 鋼帶	0209		

注: 専業事業所のみ記入してください。

注: 専業事業所のみ記入してください。

(備考)

企業名		本社又は 本店所在地	(〒 - - -) (電話 - - -)
事業所名		事業所所在地	(〒 - - -)
報告者の氏名		作成者の 所属部署 及び 氏名	(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分						事業所番号			
		都道府県		整理番号							
A 0 7	1 0 6 0 2 0										

平成29.9改正

経済産業省(鉱工業動態統計室)



秘

政府統計

経済産業省生産動態統計調査
鉄鋼月報(その7) 磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品

(平成 年 月 分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

単位:t

1-1. 磨棒鋼・線類・鋳鉄管

品目	項目	番号	生産	消費	出荷		月末在庫
					販売	その他	
			A	B	C	D	E
普通鋼	磨 棒 鋼	0101					
	鉄 線	0102					
	冷間圧造用炭素鋼線	0103					
	硬 鋼 線	0104					
	溶接棒心線	0105					
鋼材	めっき針金	0106					
	亜鉛めっき硬鋼線	0107					
特殊鋼	磨 棒 鋼	0108					
	P C 鋼 線	0109					
	ピアノ線	0110					
	ステンレス鋼線	0111					
	冷間圧造用炭素鋼線	0112					
	その他の特殊鋼線	0113					
鋳 鉄 管		0114					

1-2. 鉄鋼加工製品

品目	項目	番号	生産	出荷		月末在庫
				販売	その他	
			A	B	C	D
鋼	索	0121				
	鋼 よ り 線	0122				
P C	鋼 よ り 線	0123				
金 網	一般金網・蛇かご	0124				
	溶接金網	0125				
鉄	くぎ	0126				
電	気 溶接棒	0127				
ド	ラ ム 缶	0128				
1	8 リ ッ ト ル 缶	0129				
食	缶	0130				
一	般 缶	0131				

3. 労務

単位:人

区分	番号	月末従事者数
		A
鉄鋼部門	0301	
鉄鋼加工製品部門	0302	
その他の部門	0303	

(備考)

企業名		本社又は 本店所在地	(〒) (電話)
事業所名		事業所所在地	(〒)
報告者の氏名		作成者の 所属部署 及び 氏名	(電話)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分		事業所番号
		都道府県	整理番号	
A 0 7	1 0 7 0 2 0			



秘

政府統計

経済産業省生産動態統計調査

鉄鋼月報(その9) 労務・生産能力

(平成 年 月 分)

基幹統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

3. 労務

単位:人

区分	番号	鉄鋼部門	鉄鋼加工製品部門	その他の部門
		A	B	C
月末従事者数	0301			

4. 生産能力

単位:t/月

区分		番号	月間生産能力
			A
銑 鉄	高炉	0401	
	その他炉	0402	
粗 鋼	転炉	0403	
	電気炉	0404	
熱間圧延鋼材		0405	
冷延広幅帶鋼		0406	

(備考)

企業名	本社又は 本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者の 所属部署 及び 氏名	(電話 - -)

企業名	本社又は 本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者の 所属部署 及び 氏名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年	月	分	事業所番号
				都道府県	整理番号
A 0 7	1 0 9 0	2	0		

平成29.9改正

経済産業省(鉱工業動態統計室)



政府統計

化 学 繊 維 月 報

(平成 年 月 分)

1. 製 品		項目番号	生 産		受 入		出 販		荷		月末在庫
品 目	再生・半合成繊維		A	B	C	D	E	販売	その他	荷	
合 成 繊 維	長 繊 維	0101									
	短 繊 維	0102									
	ナ イ ロ ナン 長 繊 維	0103									
	ア ク リ ル 短 繊 維	0104									
	ボ リ エ ス テ ル 長 繊 維	0105									
	ボ リ エ チ レ ン 短 繊 維	0106									
	ボ リ エ チ レ ン 長 繊 維	0107									
	ボ リ ブ ロ ピ ベ レ ン 短 繊 維	0108									
	ボ リ ブ ロ ピ ベ レ ン 長 繊 維	0109									
	そ の 他 の 合 成 繊 維 長 繊 維	0110									
	そ の 他 の 合 成 繊 維 短 繊 維	0111									

3. 務		月 末 従 事 者 数	本 店 所 在 地		事 業 所 所 在 地		作 成 属 部 著 署 の 名		(電 話 — — — —)	
区 分	番 号		地	地	地	名	姓	姓	姓	姓
再 生 ・ 半 合 成 纖 維 部 門	0301									
合 成 纖 維 部 門	0302									
事 業 所	0303									

4. 生 産 能 力		単位:t	番 号		月 間 生 産 能 力	
区 分	番 号		▲	▲	▲	▲
再 生 ・ 半 合 成 纖 維	長 纖 維	0401				
	短 纖 維	0402				
合 成 纖 維	ナ イ ロ ナン 長 纖 維	0403				
	ア ク リ ル 短 纖 維	0404				
	ボ リ エ ス テ ル 長 纖 維	0405				
	ボ リ エ チ レ ン 短 纖 維	0406				
	ボ リ ブ ロ ピ ベ レ ン 長 纖 維	0407				
	ボ リ ブ ロ ピ ベ レ ン 短 纖 維	0408				
	そ の 他 の 合 成 纖 維 長 纖 維	0410				
	そ の 他 の 合 成 纖 維 短 纖 維	0411				

統計調査番号		調査票番号		年 月 分		事 業 所 管 理 番 号	
A	073	01020					

(平成 年 月 日作成)

基 本	幹 事	統 計
経済産業省	生産動態統計調査	大 臣
提出先	経済産業省	提 出 期 日
提出部数	1	15 日



秘

経済産業省生産動態統計調査
紡績糸月報
(平成 年 月分)

基幹統計
経済産業省生産動態統計
提出先 経済産業大臣
提出期日 翌月15日
提出部数 1部

1-1. 製品

単位:t

項目 品目	番号	生産	受入	出荷		月末在庫 E
		A	B	販売 C	その他 D	
綿糸(コンデンサー糸を含む)	0101					
その他毛糸	0102					
紡毛糸	0103					
麻糸	0104					
再生・半合成繊維糸	0105					
アクリル糸	0106					
ポリエステル糸	0107					
その他の合成繊維糸	0108					

注:出荷のうちその他には、質織・質編用、自社工場用消費を含みます。

1-2. 純糸・混紡糸別生産内訳

単位:t

純・混紡相手 品目	番号	綿	毛	麻	再生・半合成繊維	アクリル	ポリエスチル	その他
		A	B	C	D	E	F	G
綿糸	0121							
その他毛糸	0122							
紡毛糸	0123							
麻糸	0124							
再生・半合成繊維糸	0125							
アクリル糸	0126							
ポリエスチル糸	0127							

注:1. 品目ごとの合計(計欄なし)は、それぞれの生産計(計欄なし)に一致させてください。

2. 「その他の合成繊維糸」の生産数量は「純糸・混紡糸別生産内訳」には記入しないでください。

3. 混紡相手繊維が2つ以上ある場合は、重量の多い混紡相手繊維の欄に記入してください。

3. 労務

単位:人

区分	番号	月末従事者数
	A	
紡績糸部門	0301	
事業所	0302	

4-1. 生産設備能力

区分	番号	紡績機
		A
月末運転可能錘数(錘)	0401	
月間延運転錘時間数 (千時間)	0402	綿糸用
	0403	再生・半合成繊維糸用
	0404	合成繊維糸用
	0405	毛糸用
	0406	麻糸用

注:オーブンエンド精紡機については、錘数欄にドラム数を記入してください。

4-2. 設備(操業時間)

番号	月間延操業時間(時間)
	A
0421	

注:1. 1日の平均操業時間×当月の操業日数

注:2. 1日の平均操業時間の1時間未満の分については、以下の例にならって十進法にして計算してください。
(計算例)

8時間30分=8.5×当月の操業日数

16時間00分=16.0×当月の操業日数

16時間45分=16.75×当月の操業日数

企業名	本社又は所在地	(〒) (電話)
事業所名	事業所所在地	(〒)
報告者の氏名	作成者名 所属部署 及び 氏名	(電話)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号	
			都道府県	整理番号
A 0 7	3 0 4 0 2 0			

平成29.9改正

経済産業省(鉱工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査
平成 パルプ月報

(平成 年 月 分)

政府統計

1-1. 製品

品目	項目	番号	生産	消費(製紙用)		販売量	金額(百万円)	その他	月末在庫
				A	B				
製紙	クラフト	0101	針葉樹						
木	さらし	0102	広葉樹						
木	未ざらし	0103							
木	モミカニカル	0104							
木	リフィナーグラウンドバルブ	0105							
木	パルプ	0106							
その他	製紙パルプ	0107							

1-2. 製品一消費内訳

品目	項目	番号	消費(製紙用)		紙用	板紙用
			A	B		
製紙	クラフト	0121	針葉樹			
木	さらし	0122	広葉樹			
木	未ざらし	0123				
木	モミカニカル	0124				
木	リフィナーグラウンドバルブ	0125				
木	パルプ	0126				
その他	製紙パルプ	0127				

単位:t

品目	区 分	番号	出荷		月末在庫
			数量	金額(百万円)	
原木	A	0201			
チップ	針葉樹	0202			
チップ	広葉樹	0203			
原木	木	0204			
チップ	针葉樹	0205			
チップ	広葉樹	0206			

2. 原 材 料

原材料名	項目	番号	消費		月末在庫
			A	B	
国産材	原木	0201			
輸入材	チップ	0202			
輸入材	原木	0203			
輸入材	チップ	0204			
輸入材	木	0205			
輸入材	チップ	0206			

3. 労務

区 分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
事業所	0301			A	
事業所	0302			B	

単位:人

区 分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
蒸解釜	0401				
・浸透装置	0402				
リフアイナー	0403				
その他	0404				
リフアイナー・碎木機	0405				

区分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
蒸解釜	0401				
・浸透装置	0402				
リフアイナー	0403				
その他	0404				
リフアイナー・碎木機	0405				

区分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
蒸解釜	0401				
・浸透装置	0402				
リフアイナー	0403				
その他	0404				
リフアイナー・碎木機	0405				

区分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
蒸解釜	0401				
・浸透装置	0402				
リフアイナー	0403				
その他	0404				
リフアイナー・碎木機	0405				

区分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
蒸解釜	0401				
・浸透装置	0402				
リフアイナー	0403				
その他	0404				
リフアイナー・碎木機	0405				

区分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
蒸解釜	0401				
・浸透装置	0402				
リフアイナー	0403				
その他	0404				
リフアイナー・碎木機	0405				

区分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
蒸解釜	0401				
・浸透装置	0402				
リフアイナー	0403				
その他	0404				
リフアイナー・碎木機	0405				

区分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
蒸解釜	0401				
・浸透装置	0402				
リフアイナー	0403				
その他	0404				
リフアイナー・碎木機	0405				

区分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
蒸解釜	0401				
・浸透装置	0402				
リフアイナー	0403				
その他	0404				
リフアイナー・碎木機	0405				

区分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
蒸解釜	0401				
・浸透装置	0402				
リフアイナー	0403				
その他	0404				
リフアイナー・碎木機	0405				

区分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
		A	B		
蒸解釜	0401				
・浸透装置	0402				
リフアイナー	0403				
その他	0404				
リフアイナー・碎木機	0405				

区分	番号	月末従事者数		基(台)数	月間生産能力(t)
A	B				

</



經濟產業省生產動態統計調查
報紙(平成年月分)

49

企業名	本社又は 本店所在地	(〒 -) (電話 - - - - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者 の 所属 部 署 名 氏 名	(電話 - - - - -)

（平成　年　月　日作成）

2. 原 材 料		項 目	消 費	月 末 在 庫
原材料名		番 号	A	B
ハ ブ ハ ブ ル ル ル	き し 未	針 索 パ ル	0201 0202 0203	
古	紙	葉 紙 さ ザ	樹 木 ら ら	
古	紙	バ ル ル	ブ ブ ブ	
紙	段	パ ル 古	ブ 0206 0207	
紙	段	カ ル 古	ド 0208	
紙	合	カ ル 古	ド 0209	
紙	合	古 紙 古 紙	ド 0210	
紙	合	古 紙 古 紙	ド 0211	
紙	合	古 紙 古 紙	ド 0212	
紙	合	古 紙 古 紙	ド 0213	
紙	合	古 紙 古 紙	ド 0214	
紙	合	古 紙 古 紙	ド 0215	
そ の 他	織 織 織	原 原 原	料 料 料	0216

参考：前に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

2. 機械ハブには、サーモメカニカルハブループ、リファイナーグラウンドハブループ及び既木ハブ
の3種類があります。

おのれを貰ひます。

4. 「古紙・レバ」を構成して古紙で古紙
パレットを製造して販売して下さい。
また、あなたの工場で古紙

5. 単位未満の数字は、四捨五入して記入してください。

6. 手書きの紙を除きます。

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

卷之三

年月分
都道府県
調査番号
統計調査番号

卷之三

3. 労務		単位:人	
区	分	番号	月末従事者数
紙	部	門	A 0301
事	業	所	0302

4. 生産設備能力			
区分	番号	抄紙機(台)	月間生産能力(t)
長編	A	式	B
ツイツイワイヤー	0401		
トシブ	0402		
その他	0403		
	0404		

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。



經濟産業省生産動態統計調査
板紙月報
(平成 年 月分)

政府統計

1. 製品

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

単位:t

品目	番号	生産	出		荷	月末在庫	消費
			販	数量			
ボーライナ	A		B	C	D	E	
外装用(クラフト)	0101						
外装用(ジユート)	0102						
内装用	0103						
中芯原紙	0104						
マニラボール	0105						
白板紙	0106						
白・チップ・色板紙	0107						
雑建材	0108						
板紙管	0109						
その他板紙	0110						

4. 生産設備能力

単位:人

区分	番号	月末従事者数	抄紙機(台)	月間生産能力(t)
まる網式	A	0401		B
オントシブ式	0402			
コンビネーション式	0403			
その他	0404			

2. 原材料

単位:t

原材料名	項目	番号	消費
パラフィン	さしだし	0201	
樹脂	トブ未	0202	
機械パルプ	さらし	0203	
その他パルプ	らし	0204	
古紙	バルブ	0205	
上白カード	バルブ	0206	
特白・中白・白マニラ	ド	0207	
模造色上(アート古紙を含む)		0208	
茶模造紙古紙(洋段を含む)		0209	
切付(中色)・中更古		0210	
新紙	古	0211	
紙	聞	0212	
段ボール	誌	0213	
台紙・地券・ホール古紙・込新		0214	
その他繊維原料		0215	

3. 労務

単位:t

区分	番号	事業所所在地	本社又は本店所在地	抄紙機(台)	月間生産能力(t)
板紙部門	0301	(〒)	(〒)	—	—
事業所	0302	(〒)	(〒)	—	—
報告者の氏名		作成者名	事業所名	調査票番号	統計調査番号

企業名	本社又は本店所在地	(〒)	(電話)	年	月分	事業所番号	都道府県
事業所名	事業所所在地	(〒)	(電話)	年	月分	事業所番号	都道府県
報告者の氏名	作成者名	事業所名	調査票番号	統計調査番号	年	月分	事業所番号

(平成 年 月 日作成)



経済産業省生産動態統計調査
段ボール月報
(平成 年 月分)

基	幹	統	計
經	業	省	生
提出先	經濟	產業	大臣
提出期日	翌	月	15
提出部数	1	部	

注：1. 消費（次工程投入）、出荷及び月末在庫欄には受入れ分も含めてください。
2. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格（消費税を含む）とは、企業の販売価格から輸込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛除いたものをいいます。

1-1. 製品		主な販売額(千円)、販賣率(%)、在庫(千円)を記入して下さい。						単位:千円
項目 品目	番号	生産	受入 (シート)	消費 (次工程投入)	出荷			月末在庫
					販売		その他	
		A	B	C	D	E	F	G
両面	0101							
複々両面 (複々両面を含む)	0102							
片面	0103							
合計	0104							

注：1. 1-1. 製品欄の消費(次工程投入)合計(0104のC)の数値は1-2. の消費(次工程投入)部門別内訳合計(0121のK)の数値と必ず一致することになります。

2.1-2. 消費(次工程投入)部門別内訳の「加工食品(飲料を含む)」とは缶・びん詰め・菓子類及びその他の加工した食料品用のものをいいます。

1-3. 段ボール箱等生産金額	
番号	A (単位:千円)
0131	

注：1-3の生産金額は、1-2の消費（次工程投入）部門別内訳の合計（0121のK）に該当する金額を記入してください。

2. 原 材 料		単位:t	
原材料名	項 目	番 号	消 費
			A
ラ イ ナ	一	0201	
中 芯	原 紙	0202	

3. 務		務	単位:人
区 分	番 号	月末従事者数	
		A	
段ボールシート部門	0301		
事業所	0302		

備 者：前回に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

4. 生産設備能力			
区分	番号	コルゲータ(台)	年間生産能力(千m ³)
		A	B
段ボールシート	0401		

注:1. 保有(借用分を含む)するコルゲータの台数と年間生産能力を記入してください。複数台数保有している場合には、合計して記入してください。

2. 機種別の年間生産能力の算定は、下記の計算式により算出してください
機種別生産能力(千m³/年) = 平均紙幅(M) × 平均速度(M/H) × 年間所定労働時間(H) / 1000

- 1) 平均紙幅(単位:メートル)と平均運転速度(単位:メートル/1時間当たり)は原則として前年実績を基準としてください。
- 2) 所定労働時間(単位:時間)は労働協約により定めた時間で計算してください。

3. 生産設備能力に変更あるいは見直しがあった場合には、備考欄にその内容(コルゲータの休止・修理・増設・改造・廃棄等)と年・月・日を記入してください。

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - -) (電話 - - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 - -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分		事業所番号	
				都道府県	整理番号
A 0 7	4 2 9 0	2 0			



秘

政府統計

経済産業省生産動態統計調査
印 刷 月 報
(平成 年 月分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1-1. 製品

品目	項目	番号	生産金額
			(百万円)
	A		
合	計	0101	
出版印刷	0102		
商業印刷	0103		
証券印刷	0104		
事務用印刷	0105		
包装印刷	0106		
建装材印刷	0107		
その他の印刷	0108		

1-2. 製品 - 印刷方式

印 刷 方 式 别 内 訳	項目	番号	生産金額
			(百万円)
	A		
	とつ版印刷(活版印刷)	0122	
	平版印刷(オフセット印刷)	0123	
	おう版印刷(グラビア印刷)	0124	
	孔版印刷(スクリーン印刷)	0125	
	フレキソ印刷	0126	
	その他の印刷方式	0127	

合計は一致します。

3. 労務		単位:人
区分	番号	月末従事者数
		A
印刷部門	0301	
事業所	0302	

備考: 前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企業名	本社又は所在地	(〒 - - -) (電話 - - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 - - -)
報告者の氏名	作成者の名前 所属部署及び氏名	(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所番号	
		都道府県	整理番号	都道府県	整理番号
A 0 7	4 3 0 0 2 0				



經濟産業省生産動態統計調査
秘 器 月 報

(平成 年 月 分)

政府統計

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1. 製品

品目	項目	単位	番号	生産		受入(製品)		販売		荷		月末在庫
				国内	国外	数	量	金額(百万円)	その他			
レアノ	アノ	台	0101	A	B	C	D	E	F	G		
電子ピアノ・電子オルガン		台	0102									
電子ギター・ギターボード(ミニギター・ギターボードを除く)		台	0103									
管楽器		本	0104									
ギター・電気ギター		本	0105									

注1. 受入の国外の欄には、輸入品及びあなたの企業の海外工場において生産した製品を国内に受入れた場合に計上してください。

2. 出荷及び月末在庫欄には受入分も含めてください。

3. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格(消費税も含む)で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格を除いたものでです。

3. 労務

区分	番号	月末従事者数	(備考)
樂器業	部門	A	
事業所	所	0301	0302

企業名	本社所在地	本店所在地	(〒) (電話) - - - - -
事業所名	事業所所在地	事業所所在地	(〒) - - - - -
報告者の氏名	作成者署名	所属部会	(電話) - - - - -

統計調査番号	調査票番号	年	月	分	事業所	都道府県	整理番号	番号
A 07502020								

(平成 年 月 日作成)

平成29.9改正



家 具 月 報

(平成 年 月 分)

基幹統計
経済産業省生産動態統計
提出先
提出期日
提出部数

経済産業大臣 翌月 15日 1部

1. 製品

単位:個

品目	番号	生産	受入 (製品)	出荷		月末在庫	
				販売			
				数量	金額(千円)		
		A	B	C	D	E	
機	事務用	0101					
金	その他の机(卓子を含む)	0102					
いす	回転式	0103					
金	その他の金属製いす	0104					
	引出箱	0105					
	保管庫類	0106					
	耐火金庫	0107					
台	流し台	0108					
所	ガス台	0109					
用	調理台	0110					
製	システムキッチン	0111	セット	セット	セット	セット	
	ベッド	0112					
	棚	0113					
	間仕切り	0114	m ²	m ²	m ²	m ²	
	その他の金属製家具	0115					

木	たんす	0116				
	棚	食器棚	0117			
	木	その他の木製棚	0118			
	机	0119				
	テーブル	0120				
製	いす	応接いす	0121			
	木	食卓いす	0122			
	木	その他の木製いす	0123			
	ベッド	0124				
	木	その他の木製家具	0125			

注:1. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格(消費税を含む)で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものをいいます。

3. 労務

単位:人

区分	番号	月末従事者数
		A
家具部門	0301	
事業所	0302	

4. 生産能力

月間生産能力

区分	単位	番号	月間生産能力
			A
金属製	事務用机	個	0401
回転式いす	個	0402	

(備考)

企業名		本社又は 本店所在地	(〒 - - -) (電話 - - -)
事業所名		事業所所在地	(〒 - - -)
報告者の氏名		作成者の 所属部署 及び氏名	(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所番号
		都道府県	整理番号	
A 0 7	5 0 3 0 2 0			



秘

政府統計

経済産業省生産動態統計調査
軽金属板製品月報
(平成 年 月分)

基	幹	統	計
経	産	業	省
生	産	動	態
統	計	調	査
提	出	先	経
提	出	期	済
部	数	日	産

- 注1. 出荷及び月末在庫欄には受入分を含めてください。
2. 飲料用缶は小売飲料用に限ります。
3. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格(消費税を含む)で評価した金額をいい、
契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸
掛を除いたものをいいます。

1. 製 品			単位:kg				
品 目	項 目	番 号	生 产	受 入 (製 品)	出 荷		月 末 在 库
					販 売	そ の 他	
		A	B	C	D	E	F
日 用 品		0101					
産 業 用 品	電 気 器 具 用 品	0102					
	船 舶 ・ 車 両 用 品	0103					
	飲 料 用 缶	0104					
	缶 ふ た	0105					
	そ の 他 の 産 業 用 品	0106					

3. 労 務		単位:人	
区 分		番 号	月 末 従 事 者 数
軽金属板製品部門		0301	A
事業所		0302	

4. 生 产 能 力		単位:kg	
区 分		番 号	月 间 生 产 能 力
飲 料 用 缶	缶 体	0401	
	缶 ふ た	0402	

(備 考)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - - -) (電 話 - - - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 - - -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電 話 - - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事 業 所 番 号
都道府県	整 理 番 号			
A 0 7	5 0 4 0 2 0			

平成29.9改正

経済産業省(鉱工業動態統計室)



政府統計

經濟産業省生産動態統計調査
秘文月報
(平成 年 月 分)

1. 製品

品目	項目	単位	番号	生産		(製品)	受入		販売量	出荷		月末在庫
				A	B		C	D		E	F	
鉛筆	鉛筆	ロス	0101									
シャープペンシル	シャープペンシル	本	0102									
(完成品)水性ボールペン	水性ボールペン	本	0103									
マーキングペン	マーキングペン	本	0104									
クレヨン・バス・水彩絵の具	クレヨン・バス・水彩絵の具	本	0105									
修正液	修正液	本	0106									
修正テープ	修正テープ	千個	0107									
			0108									

注1. 出荷及び月末在庫欄には受入分も含めてください。

2. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格(消費税も含む)で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものです。

3. 労務

単位:人

区分	番号	月末従事者数	
		A	B
文具部	0301		
事業所	0302		
(備考)			

4. 生産能力

単位:千本

区分	番号	中芯月間生産能力	
		A	B
ボックス・ラグ・マシン	(インキント・マシン)	0401	

企業名	本社所在地	(〒 -) (電話 - - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者名	(電話 - - -)

企業名	本社所在地	(〒 -) (電話 - - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者名	(電話 - - -)

統計調査番号	調査票番号	年月分	事業所番号	都道府県	整理番号
A 07	5050	20			

(平成 年 月 日作成)

平成29.9改正



秘

経済産業省生産動態統計調査

コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報

(平成 年 月 分)

基幹統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品

品目	単位番号	生産	受入	消費	出荷		月末在庫	
					販売			
					数量	金額(千円)		
A	B	C	D	E	F	G		
コールタール	t 0101							
粗製ベンゼン (180℃までに100%留出のものに換算)	t 0102							
クレオソート油	t 0103							
ナフタリン	t 0104							
副生硫酸アンモニウム	t 0105							
ジフェニルメタンジイソシアネート	t 0106							
シクロヘキサン	t 0107							
アニリン	t 0108							
無水フタル酸 (石油化学製品を除く)	t 0109							
合成染料	kg 0110							
有機ゴム薬品	t 0111							

3. 労 務

単位:人

区分	番号	月末従事者数
		A
コールタール製品・環式中間物及び合成染料部門	0301	
事業所	0302	

4. 生産能力

単位:t/月

区分	番号	生産能力
		A
無水フタル酸	0401	
シクロヘキサン	0402	
有機ゴム薬品	0403	

備考:前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企業名		本社又は 本店所在地	(〒 - -) (電話 - - -)
事業所名		事業所所在地	(〒 - -)
報告者の氏名		作成者の 所属部署 及び氏名	(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所番号	
		都道府県	整理番号	都道府県	整理番号
A 07	608020				



秘

政府統計

経済産業省生産動態統計調査
無機薬品・火薬類月報
(平成 年 月分)

基幹統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1. 製品

品目	項目	単位	番号	生産	受入	消費	出荷			月末在庫	
							販売		その他の		
							数量	金額(千円)			
ふつ化水素酸(50%換算値)	t	t	0101								
りん酸	t	t	0102								
水酸化カリウム	t	t	0103								
酸化亜鉛	t	t	0104								
酸化第二鉄	t	t	0105								
顔料	アゾ顔料	t	0106								
	フタロシアニン系顔料	t	0107								
酸化チタン	アナタース型	t	0108								
	ルチル型	t	0109								
カーボンブラック	t	t	0110								
活性炭	粒状	t	0111								
粉状	t	t	0112								
硫酸アルミニウム(14%固形換算値)	t	t	0113								
ボリ塩化アルミニウム(アルミナ10%換算値)	t	t	0114								
ようう素	t	t	0115								
けい酸ナトリウム	t	t	0116								
過酸化水素(100%重量換算値)	t	t	0117								
化学石こう(2水塩換算値)	t	t	0118								
硫酸(100%換算値)	t	t	0119								
火薬及び爆薬	硝安油剤爆薬	kg	0120								
爆薬	火薬及びその他の爆薬(武器用を除く)	kg	0121								

3. 労務

区分	番号	単位:人	
		月末従事者数	A
無機薬品・火薬類部門	0301		
事業所	0302		

備考: 前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

4. 生産能力

区分	番号	単位:t/月	
		生産能力	A
ふつ化水素酸(50%換算値)	0401		
りん酸	0402		
水酸化カリウム	0403		
酸化亜鉛	0404		
酸化第二鉄	0405		
アゾ顔料	0406		
酸化チタン	0407		
カーボンブラック	0408		
活性炭	0409		
硫酸アルミニウム(14%固形換算値)	0410		
ようう素	0411		
けい酸ナトリウム	0412		
過酸化水素(100%重量換算値)	0413		
硫酸	0414		

企業名	本社又は本店所在地	(〒) (電話)
事業所名	事業所所在地	(〒)
報告者の氏名	作成者の名前 所属部署及 び氏名	(電話)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分		事業所番号	
		都道府県	整理番号	都道府県	整理番号
A 07	612120				



秘

経済産業省生産動態統計調査
触媒月報
(平成 年 月分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品

単位:t

項目		番号	生産	受入	消費	出荷		月末在庫
品目						A	B	
工 業 用	石油精製用	0101						
	その他の石油精製用	0102						
	石油化成品製造用	0103						
	高分子重合用	0104						
	油脂加工・医薬・食品製造用	0105						
	その他の工業用(無機・雰囲気ガス等)	0106						
環 保 全 境 用	自動車排気ガス浄化用	0107						
	その他の環境保全用	0108						

2. 原 材 料

単位:純分換算 kg

区分		番号	消費		A	B	C	D	E	F	G
ニッケル		0201									
モリブデン		0202									
酸化チタン		0203									
白金		0204									
タンゲステン		0205									
コバルト		0206									
パラジウム		0207									
パナジウム		0208									
酸化アルミニウム		0209									

3. 労務

単位:人

区分		番号	月末従事者数	
			A	B
触媒部門		0301		
事業所		0302		

備考:前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企業名		本社又は 本店所在地	(〒 - -) (電話 - - -)
事業所名		事業所所在地	(〒 - -)
報告者の氏名		作成者の 所属部署 及び 氏名	(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分		事業所番号	
		都道府県	整理番号	都道府県	整理番号
A 07	612220				



秘

経済産業省生産動態統計調査
高圧ガス月報
(平成 年 月分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品

品目	項目	単位	番号	生産	受入	消費	出荷		月末在庫	
							販売			
							数量	金額(千円)		
				A	B	C	D	E	F	G
酸素 (空気分留法)	酸素ガス	1000m ³	0101							
	液化酸素	1000m ³	0102							
窒素	窒素ガス	1000m ³	0103							
	液化窒素	1000m ³	0104							
アルゴン		1000m ³	0105							
水素		1000m ³	0106							
溶解アセチレン		t	0107							
フルオロカーボン		t	0108							
炭酸ガス		t	0109							

3. 労務

単位:人

区分	番号	月末従事者数
		A
高圧ガス部門	0301	
事業所	0302	

4. 生産能力

単位:人

区分	番号	生産能力
		A
酸素 (空気分留法)	酸素ガス	1000m ³ /月
	液化酸素	1000m ³ /月
溶解アセチレン	t/月	0403

備考:前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企業名	本社又は 本店所在地	(〒 - - -) (電話 - - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 - - -)
報告者の氏名	作成者の 所属部署 及び氏名	(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年月分	事業所番号	
			都道府県	整理番号
A 0 7 6 1 4 0 2 0				



経済産業省生産動態統計調査
プラスチック月報
(平成 年 月分)

基幹統計	
経済産業省	生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1. 製品		番号	生産	受入	消費	出荷			月末在庫					
項目						販売		その他						
品目	A					B	C							
フェノール樹脂	成形材	料	0101											
樹脂	積層材	品	0102											
木工用	木材加工接着剤	用	0103											
その他のフェノール樹脂			0104											
ユリ	ア樹脂		0105											
メラミン樹脂	化粧板	用	0106											
接着剤	塗料	用	0107											
その他のメラミン樹脂	接着剤	用	0108											
不飽和ポリエチレン樹脂	F R P 用	用	0110											
ステル	その他の不飽和ポリエチレン樹脂		0111											
アルキド樹脂			0112											
エポキシ樹脂			0113											
ウレタン	軟質		0114											
フォーム	硬質		0115											
メタクリル酸エステル(モノマー)			0116											
メタクリル樹脂	成形材	料	0117											
その他のメタクリル樹脂			0118											
酢酸ビニル(モノマー)			0119											
ポリビニルアルコール			0120											
塩化ビニル(モノマー)			0121											
塩化ビニル樹脂	ポリマー		0122											
コポリマー			0123											
ペースト			0124											
カブロラクタム			0125											
ポリアミド系樹脂成形材料			0126											
ふつ素樹脂			0127											
ポリカーボネート			0128											
ポリアセタール			0129											
ポリエチレンテレフタレート	織維用		0130											
シテレフタレート	容器用		0131											
レート	その他のポリエチレンテレフタレート		0132											
ポリブチレンテレフタレート			0133											
ポリフェニレンサルファイド			0134											
その他の樹脂			0135											

3. 労務		番号	単位:人	
区分	月末従事者数		A	
プラスチック部門	0301			
事業所	0302			

4. 生産能力		番号	単位:t/月	
区分	生産能力		A	
フェノール樹脂		0401		
ユリア樹脂		0402		
メラミン樹脂		0403		
不飽和ポリエステル樹脂		0404		
アルキド樹脂		0405		
エポキシ樹脂		0406		
メタクリル酸エステル(モノマー)		0407		
メタクリル樹脂		0408		
酢酸ビニル(モノマー)		0409		
ポリビニルアルコール		0410		
塩化ビニル(モノマー)		0411		
塩化ビニル樹脂		0412		
カブロラクタム		0413		
ポリカーボネート		0414		
ポリアセタール		0415		

企業名	本社又は所在地	(〒) (電話)
事業所名	事業所所在地	(〒)
報告者の氏名	作成者の名前 所属部署及び氏名	(電話)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分		事業所番号	
		都道府県	整理番号	都道府県	整理番号
A 07	616020				



秘

経済産業省生産動態統計調査
油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報
(平成 年 月分)

基幹統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製 品

単位:t

品目	項目	番号	生産	受入	消費	出荷		月末在庫	
						販売			
						数量	金額(千円)		
油脂製品	直 分 脂 肪 酸	0101							
	硬 化 脂 肪 酸	0102							
	分 別 ・ 分 留 脂 肪 酸	0103							
	精 製 グ リ セ リ ン (98.5%換算)	0104							
石けん・合成洗剤	浴 用 ・ 固 形	0105							
	手 洗 用 ・ 液 体	0106							
	そ の 他 の 石 け ん	0107							
	洗顔・ボディ用身体洗浄剤	0108							
	合成洗剤	洗濯用	粉 末	0109					
		液 中 性	0110						
		体 中 性 以 外 の も の	0111						
		台 所 用	0112						
		住 宅 ・ 家 具 用	0113						
	柔軟仕上げ剤	0114							
	漂白剤	酸 塩	素 素	0115					
		酸 塩	素 素	0116					
	酸・アルカリ洗浄剤	0117							
	クレンザー	0118							
界面活性剤	陰イオン活性剤	硫酸エステル型	0119						
		スルホンアルキル(アリル)スルホネート	0120						
		スルホン酸型	0121						
		その他の陰イオン活性剤	0122						
	陽イオン活性剤	0123							
	非イオン活性剤	エーテル型	POEアルキルエーテル	0124					
		エーテル型	POEアルキルアリルエーテル	0125					
		その他のエーテル	0126						
		エステル・エーテル型	0127						
		多価アルコールエステル	0128						
		その他の非イオン活性剤	0129						
	両性イオン活性剤	0130							
	調合界面活性剤	0131							

3. 労務

単位:人

区分	番号	月末従事者数
油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤部門	A	0301
事業所	0302	

備考:前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

4. 生産能力

単位:t/月

区分	番号	生産能力
脂 肪 酸	A	0401
精 製 グ リ セ リ ン	0402	
石 け ん	0403	
合 成 洗 剤	0404	

企 業 名		本 社 又 は 地	(〒 - - -) (電話 - - -)
事 業 所 名		事 業 所 在 地	(〒 - - -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 氏 名	(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	6 1 7 1 2 0		



秘

経済産業省生産動態統計調査
化粧品月報
(平成 年 月分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品

品目	番号	生産(kg) A	受入(kg) B	出荷			月末在庫(kg) G	
				販売		その他(kg) F		
				個数(10個) C	数量(kg) D			
香水・オーデコロン	0101							
頭髪用化粧品	シャンプー	0102						
	ヘアリンス	0103						
	ヘアトニック	0104						
	ヘアトリートメント	0105						
	ボマード・チック・ヘアクリーム・香油	0106						
	液状・泡状整髪料	0107						
	セットローション	0108						
	ヘアスプレー	0109						
	染毛料	0110						
	その他の頭髪用化粧品	0111						
皮膚用化粧品	洗顔クリーム・フォーム	0112						
	クレンジングクリーム	0113						
	マッサージ・コールドクリーム	0114						
	モイスチャーケリーム	0115						
	乳液	0116						
	化粧水	0117						
	美容液	0118						
	バーム	0119						
	男性皮膚用化粧品	0120						
	その他の皮膚用化粧品	0121						
仕上用化粧品	ファンデーション	0122						
	おしろい	0123						
	口紅	0124						
	リップクリーム	0125						
	ほほ紅	0126						
	アイメイクアップ	0127						
	まゆ墨・まつ毛化粧料	0128						
	つめ化粧料(除光液を含む)	0129						
	その他の仕上用化粧品	0130						
	特殊用途	0131						
特殊用途	ひげそり用・浴用化粧品	0132						
	その他の特殊用途化粧品	0133						

(注) 1. 皮膚用化粧品のうち、男性用のものは、0120 男性皮膚用化粧品に記入してください。

2. 浴用化粧品のうち、薬用浴用剤は含めないでください。

3. 務務

単位:人

区分	番号	月末従事者数 A
化粧品部門	0301	
企業	0302	

備考:前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

5. 都道府県別生産内訳

単位:千円

都道府県名	番号	生産金額 A	都道府県名	番号	生産金額 A
	05			05	
	05			05	
	05			05	
	05			05	
	05			05	

(注) 生産金額は、生産量×販売単価を記入してください。

企業名	本社又は 本店所在地	(〒) (電話) - - -)
報告者の氏名	作成者の 所属部署 及び 氏名	(電話) - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分		事業所番号	
		都道府県	整理番号	都道府県	整理番号
A 07	617520				



秘

経済産業省生産動態統計調査
塗料及び印刷インキ月報
(平成 年 月分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1. 製品

単位:t

品目	番号	生産	受入	消費	出荷		月末在庫	
					販売			
					数量	金額(千円)		
A	B	C	D	E	F	G		
ラッカ	0101							
電気絶縁塗料	0102							
合成樹脂塗料	ワニス・エナメル	0103						
	アルキド樹脂系塗料	0104						
	調合ペイント	0105						
	さび止ペイント	0106						
	アミノアルキド樹脂系塗料	0107						
	アクリル樹脂系塗料	0108						
	常温乾燥型	0109						
	焼付乾燥型	0110						
	エポキシ樹脂系塗料	0111						
	ウレタン樹脂系塗料	0112						
	不飽和ポリエステル樹脂系塗料	0113						
	船底塗料	0114						
	その他の溶剤系塗料	0115						
水系塗料	エマルション系塗料	0116						
	エマルジョンペイント	0117						
	厚膜型エマルジョンペイント	0118						
その他	その他	0119						
シンナ	0120							
一般インキ	平版インキ	0121						
イ	樹脂凸版インキ	0122						
ン	金属印刷インキ	0123						
キ	グラビアインキ	0124						
新	その他のインキ	0125						
印	新聞インキ	0126						
刷	インキ用ワニス	0127						

3. 労務

単位:人

区分	番号	月末従事者数
		A
塗料及び印刷インキ部門	0301	
事業所	0302	

4. 生産能力

単位:t/月

区分	番号	生産能力
		A
塗料	0401	
印刷インキ	0402	

備考:前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企業名		本社又は 本店所在地	(〒 - -) (電話 - - -)
事業所名		事業所所在地	(〒 - -)
報告者の氏名		作成者の 所属部署 及び氏名	(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分		事業所番号	
		都道府県	整理番号	都道府県	整理番号
A 0 7	6 1 8 0 2 0				



経済産業省生産動態統計調査
ゴム製品月報(自動車用タイヤ)
(平成 年 月 分)

基準年	幹事会	統計
提出先	経済産業大臣	
提出期日	翌月 15 日	
提出部数	1 部	

1. 製品

品目	項目	単位	番号	生産		受入		販売		売上額(千円)		その他	月末在庫
				A	B	C	D	E	F	E	F		
ト ラ シ ク • バ ス 用	1000本	0101											
乗 用 車 用	1000本	0102											
小 型 ト ラ ッ ク 用	1000本	0103											
二 輪 自 動 車 用	1000本	0104											
特 殊 車 両 用	本	0105											

2. 原 材 料

(ラテックスはドライ換算で記入してください。)

原材 料名	項目	単位	番号	消費		月末従事者数	単位:人
				A	A		
新 天然ゴム	生ゴム	t	0201			0301	
合 成ゴム	ラテックス	t	0202			0302	
	ク ラ ム ラ バ ー	t	0203				
	ラ テックス	t	0204				
再 生 ゴム	ム	t	0205				
力 一 ボンブーラッケ	ム	t	0206				
溶 剤 用 液	発油	kl	0207				

3. 労務

備考: 前月に比べ大幅な変動が合った場合は、その理由を書いてください。

区分	番号
ゴム製品(自動車用タイヤ)部門	A
事業所	0301

区分	番号
自動車用タイヤ(特殊車両用を除く)	A
0401	

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

区分	番号

<tbl_r cells="2"



經濟產業省生產動態統計調查

ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)

(平成 年 月 分)

基	幹	統	計				
経	業	省	生	動	態	統	計
提出先	経済産業大臣						
提出期日	翌月15日						
提出部数	1部						

1. 製

2. 原 材 料

(ラテックスはドライ換算で記入してください。)

項 目		単位	番号	消 費	
原 材 料 名				A	
新 ゴ ム	大 然 ゴ ム	生 ゴ ム	t	0201	
		ラ テ ッ ク ス	t	0202	
	合 成 ゴ ム	ク ラ ム ラ バ 一	t	0203	
		ラ テ ッ ク ス	t	0204	
再 生 ゴ ム		t	0205		
カ ー ボ ン ブ ラ ッ ク		t	0206		
溶 剂 用 挥 發 油		kl	0207		

3. 労務

单位:人

区 分	番 号	月末従事者数
		A
ゴム製品(自動車用 タイヤを除く)部門	0301	
事業所	0302	

備考:前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - -) (電話 - - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 - -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)



経済産業省生産動態統計調査
耐火れんが・不定形耐火物月報
(平成 年 月分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品

品目	項目	番号	生産	受入	出荷		月末在庫
					販売		
			A	B	数量	金額(千円)	
耐火れんが	粘土質	0101					
	高アルミナ質 (電鋳品を含む)	0102					
	塩基性れんが (ドロマイト質を含む)	0103					
	ジルコニア (ジルコニアを含む)	0104					
	その他の耐火れんが	0105					
不定形耐火物	キャスタブル耐火物	0106					
	吹付材耐火物	0107					
	その他の不定形耐火物	0108					

3. 労務

区分	番号	単位:人	
		月末従事者数	A
耐火れんが・不定形耐火物部門	0301		
事業所	0302		

4. 生産能力

区分	番号	生産能力(t/月)	
		A	B
トンネル炉	0401		
その他の炉	0402		

(備考)

企業名		本社又は 本店所在地	(〒 - -)	(電話 - - -)
事業所名		事業所所在地	(〒 - -)	
報告者の氏名		作成者の 所属部署 及び氏名		(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所番号	
		都道府県	整理番号	都道府県	整理番号
A07725020					



秘

政府統計

経済産業省生産動態統計調査

炭素製品・研削砥石月報

(平成 年 月分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品

項目 品目	単位 番号	生産 A	受入 B	消費 C	出荷		月末在庫 G	
					販売			
					数量	金額(千円)		
電極	人造黒鉛電極(丸形)	t 0101						
	その他の電極 (連続自焼式電極ペーストを含む)	t 0102						
ブランシ		kg 0103						
特殊炭素製品		kg 0104						
炭素繊維		kg 0105						
研削砥石	ビトリファイド法砥石	t 0106						
	レジノイド法砥石	t 0107						

3. 労務

単位:人

区分	番号	月末従事者数
		A
炭素製品・研削砥石部門	0301	
事業所	0302	

4. 生産能力

単位:kg

区分	番号	月間生産能力
		A
炭素繊維	0401	

(備考)

企業名		本社又は 本店所在地	(〒 -) (電話 - - -)
事業所名		事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名		作成者の 所属部署 及び氏名	(電話 - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所番号	
		都道府県	整理事業番号	都道府県	整理事業番号
A 07	726020				

平成29.9改正

経済産業省(鉱工業動態統計室)



秘

経済産業省生産動態統計調査
ボード・パネル月報

(平成 年 月分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1-1. 製品

項目 品目	単位 m ²	番号	生産	受入	消費	出荷			月末在庫 G
						販売量	金額(千円)	その他	
			A	B	C	D	E	F	
せっこうボード	m ²	0101							
織維板	硬質	m ²	0102						
	中質	m ²	0103						
	軟質	m ²	0104						
パーティクルボード	m ²	0105							
ブ用レバーパネル	コンクリート系パネル	m ²	0106						
建築	軽量鉄骨系パネル	m ²	0107						
	木質系パネル	m ²	0108						

1-2. 繊維板・パーティクルボード生産量の換算値

項目 品目	単位 m ³	番号	生産量	
			A	
織維板	硬質	m ³	0121	
	中質	m ³	0122	
	軟質	m ³	0123	
パーティクルボード	m ³	0124		

3. 労務

単位:人

区分	番号	月末従事者数	
		A	
ボード・パネル部門	0301		
事業所	0302		

(備考)

企業名		本社又は 本店所在地	(〒) (電話)
事業所名		事業所所在地	(〒)
報告者の氏名		作成者の 所属部署 及び氏名	(電話)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所番号	
		都道府県	整理番号	都道府県	整理番号
A 0 7	7 2 9 0 2 0				



秘

経済産業省生産動態統計調査

金属製建具月報

(平成 年 月分)

基幹統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品

単位:t

品目	番号	生産	受入	出荷		月末在庫	
				販売			
				数量	金額(千円)		
A	B	C	D	E	F		
アルミ サッシ 木造住宅用	アルミ 0101						
	アルミ樹脂複合 0102						
ミシビル用	0103						
ドア	0104						
エクスティリア	0105						
アルミニウム製室内建具	0106						
サッシ	0107						
ドア	0108						
シャッター	0109						

3. 労務

単位:人

(備考)

区分	番号	月末従事者数
金属製建具部門	0301	A
事業所	0302	

企業名		本社又は 本店所在地	(〒) (電話)
事業所名		事業所所在地	(〒)
報告者の氏名		作成者の 所属部署 及び氏名	(電話)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所番号	
		都道府県	整理番号	都道府県	整理番号
A 07	732020				



經濟産業省生産動態統計調査
非鉄金属製品月報
(高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)
(平成 年 月分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品

品 目	項 目	単 位	番 号	生 产	受 入	消 费	出 荷		月 末 在 庫	
							販 売	そ の 他		
				A	B	C	数 量	金 額(百万円)		
高純度多結晶シリコン	kg	0101					D	E	F	G
シリコンウエハ	5インチ(125mm)以下	10 ³ sq.in.	0102							
	6インチ(150mm)	10 ³ sq.in.	0103							
	8インチ(200mm)	10 ³ sq.in.	0104							
	12インチ(300mm)以上	10 ³ sq.in.	0105							
	合 計	10 ³ sq.in.	0106							
は ん た	t	0107						(千円)		
銅 合 金 塊	t	0108						(千円)		

※シリコンウエハの販売金額は、各口径の合計値を記入してください(単位は百万円です)。

2. 原 材 料

原材 料名	項 目	単 位	番 号	生 产	消 费	月 末 在 庫
				(發 生)		
				A	B	C
鉛	鉛	t	0201			
再 生 鉛	再 生 鉛	t	0202			
鉛 の 故 又 は く ず	鉛 の 故 又 は く ず	t	0203			

3. 労 務

単位:人

区 分	番 号	月 末 従 事 者 数
		A
高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊 部門	0301	
事 業 所	0302	

(備 考)

4. 生 產 能 力

単位:10³sq.in.

区 分	番 号	生 產 能 力
シリコンウエハ	0401	

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - -) (電話 - - - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 - -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - - - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	9 0 6 0 2 0		

調査組織（調査経路）の一部変更に伴う調査票の変更箇所

変更となる調査票は31月報であり、調査票番号は以下のとおり。

・ 1040	・ 4300	・ 6175
・ 1050	・ 5020	・ 6180
・ 1060	・ 5030	・ 6201
・ 1070	・ 5040	・ 6202
・ 1090	・ 5050	・ 7250
・ 3010	・ 6080	・ 7260
・ 3040	・ 6121	・ 7290
・ 4230	・ 6122	・ 7320
・ 4240	・ 6140	・ 9060
・ 4260	・ 6160	
・ 4290	・ 6171	

- [改正要旨]
 ①提出先の「経済産業局長」を削除する。
 ②提出先を「経済産業大臣」、提出期日を「翌月15日」、提出部数を「1部」とする。

 [改正理由]
 ①②調査業務を民間事業者に委託するため、調査経路を経済産業省直送とする。

(旧)

①

基 経 済 産 業 省 生 産 活 動 統 計			
提 出 先	提 出 期 日	提 出 部 数	
経済産業大臣	翌月15日	1 部	
経済産業局長	翌月10日	2 部	削除

基 経 済 産 業 省 生 産 活 動 統 計			
提 出 先	提 出 期 日	提 出 部 数	変 更
経済産業局長	翌月10日	2 部	
			変更

(新)

②

基 絏 濟 幹 総 経 済 産 生 業 動 態 統 計			
提 出 先	提 出 期 日	提 出 部 数	
経済産業大臣	翌月15日	1 部	

平成 29 年経済産業省生産動態統計調査に係る調査計画の一部変更に伴う
提出書類（添付書類）

平成 28 年 10 月
経済産業省
大臣官房調査統計グループ
鉱工業動態統計室

1. 調査の目的・必要性

別添 1

2. 利用実態

別添 2

3. 他調査との重複

鉱工業（鉱業と製造業）を対象とした政府が行っている月次の統計調査は、当省が実施している「経済産業省生産動態統計調査」のほか、厚生労働省の「薬事工業生産動態統計調査」、農林水産省の「牛乳乳製品統計調査」及び「木材統計調査」、国土交通省の「鉄道車両等生産動態統計調査」及び「造船造機統計調査」がある。

これら 5 つの生産動態統計調査と経済産業省生産動態統計調査との関係については、代替となる統計調査対象品目の重複は確認できない。

4. 行政記録情報の利活用

毎月実施している経済産業省生産動態統計調査の調査事項と類似の事項について把握している行政記録は確認できない。

5. 事業所母集団データベースを利用した重複排除

経済産業省生産動態統計調査の調査対象は調査規則に定める主要品目を製造している全ての事業所又は一定規模以上の従事者を有する事業所であることから、調査対象の重複是正措置の対象外である。

履歴登録については、平成 29 年調査結果名簿の提出を平成 29 年 5 月頃予定している。

経済産業省生産動態統計調査の必要性について ……わが国の大工業生産の動向を捉える統計……

わが国の製造品は、技術革新の進展等を背景に商品の高機能化、高付加価値化が進み、商品の小型化、複合化、省エネ化などとなって現れている。また、海外進出の進展による内外の企業間の関係や生産形態も複雑・多様化してきている。更には消費者ニーズの多様化等の環境変化により短サイクル化、小ロット化など急速に生産形態も変化してきた。

経済産業省生産動態統計調査は、昭和23年1月から統計法に基づく指定統計第11号として、「鉱産物及び工業品」を生産する事業所又は企業に対して毎月実施されており、その結果は、わが国大工業生産の月々の動向を示す非常に重要な資料として、経済産業省はもとより他の行政機関、地方公共団体の産業振興施策の基礎資料や中小企業施策の基礎資料、環境・リサイクル・災害復旧対策の基礎資料、省エネルギー・省資源対策の基礎資料、貿易摩擦・通商対策の基礎資料として、また、業界団体、企業、銀行や調査研究機関では、業況把握や業界の動向分析、需要予測等を含めて広い範囲で利用されている。更に、IIP（鉱工業生産指数）、QE（四半期別GDP速報）、GDP確報（国民経済計算）、IO表（産業連関表）などの二次加工統計の作成にも活用されている。

平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（経済産業省生産動態統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

本統計調査が開始された昭和23年の日本は、戦後の混乱期で鉱工業品についても割り当てにより配給を行っていた時代であり、本調査はその割当品目についての生産動向及びその生産諸条件（生産能力、原材料等）の状況を把握することを第一目標に開始された。その後、日本経済が発展するに伴い、個別品目、個別業種に対するミクロ的な政策ニーズへの対応のみならず、産業全体の動きあるいは産業間の状況比較の中で当該品目の位置付けを把握するといった政策ニーズに応じて活用されており、これらの要望に沿うよう、原則、毎年所要の調査票改正を行ってきた。

類似の調査品目については製品群（業種）にまとめて各調査票が設計されており、平成29年1月現在で109種類の調査票、約1,600品目について、「生産、出荷、在庫」という調査項目を基軸に毎月継続的に調査を行っている。

以上により、経済産業省生産動態統計調査は、変化しつつある生産活動の実態と生産形態の多様化に対応した生産（品目）動向を月々把握するための基礎データとして非常に有用であって他に代替がないことから、引き続き基幹統計調査として継続的に着実な調査を実施することが必要不可欠である。

経済産業省生産動態統計の利用実態

(1) 国や地方公共団体での利用例

A 個別業種毎に行政施策などの資料として

① 産業振興施策の基礎資料

- ◆ 鉱業・製造業における個別産業の実態を把握し、不況対策、産業振興、地域振興、安定供給を確保するためなどの企画立案や需給動向見通し作成の基礎データ
- ◆ 所管業界の業況、景気動向及び設備投資動向を把握する上での基礎データ
- ◆ JIS改正や工業標準化法などでの鉱工業品の品質改善を図る上での基礎データなど

② 中小企業施策の基礎資料

- ◆ 地域の産業施策や地域振興施策などのための基礎データ
- ◆ 中小企業信用保険法や雇用調整助成金対象の業況把握を示す際の基礎データなど

③ 環境・リサイクル、災害復旧対策の基礎資料

- ◆ 地球温暖化対策を遂行する上でのデータ把握や環境保全対策のための基礎データ
- ◆ 「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）」に基づく環境物品等の把握
- ◆ 「容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」の施策を遂行するための関係品目の業況データの把握
- ◆ 「P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」による生産数量を用いての排出量算定を行う上での基礎データ
- ◆ 災害発生時（台風、地震など）での災害復旧物資の緊急出荷資材把握の基礎データなど

④ 省エネルギー・省資源対策の基礎資料

- ◆ 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給と適正な利用の推進に関するための審議を行う「総合資源エネルギー調査会」での基礎資料
- ◆ 省エネルギー機器の普及を促進するための「エネルギー需要構造改革投資促進税制（略称：エネ革税制）」の税率計算及び省エネルギー計算の基礎データなど

⑤ 貿易摩擦・通商対策の基礎資料

- ◆ 國際比較、輸入品と国産品との需給把握、通商関係改善のための基礎データ
- ◆ WTO（世界貿易機関）における関税引き下げ交渉の税率計算やFTA（自由貿易協定交渉）における基礎資料など

B 景気判断・産業活動分析・経済政策などの資料として

① 鉱工業生産指数（IIP）の基礎データ（経済産業省作成・公表）

我が国の鉱工業生産・出荷・在庫等の状況を総合的に観察することを目的に、当省が毎月公表している「鉱工業生産・出荷・在庫指数」を作成するためのデータとして利用。さらに、この「鉱工業生産・出荷・在庫指数」が日本の景気を判断する「景気動向分析指数」の多くに採用されている。

更に、経済産業局及び都府県において調査票情報の二次利用による地域集計値について地域IIPを作成するためのデータとして利用。

② 四半期別GDP速報（QE）及びGDP確報の基礎データ（内閣府作成・公表）

我が国の経済政策を運営する上で欠かせない国民経済計算（SNA）体系の一環として公表している「四半期別GDP速報」及び「GDP確報」作成のために、内閣府が製造業部門推計に調査結果を利用。

③ 産業連関表作成（IO表）の基礎データ（関係府省庁共同、当省、地方自治体が作成・公表）

我が国において1年間に生産・販売されたすべての財・サービスの産業相互間の取引の結びつきを表形式で示した「産業連関表（基本表、延長表）」の基礎データとして利用。

更に、当省独自で作成している「産業連関表（延長表）」の基礎データとして利用。また、経済産業局及び都道府県において調査票情報の二次利用による地域集計値を「産業連関表（地域表）」の基礎データとしても利用。

（2）民間分野での利用例

① 業界団体

業界団体においては、当該業界の業況把握、景気判断、需要予測などの基礎資料として利用。

② 民間企業・金融機関・大学

企業においては、原材料調達及び需要先業界の動向を知る上での基礎資料として、また、生産・販売計画作成などの経営判断や業況判断を行う際の基礎資料として、さらには自社製品のシェアを知る上での基礎資料などとして利用。

金融機関・大学・マスコミ・民間経済研究所などでは、国単位あるいは地域ブロック単位での経済見通し、経済動向分析、業種動向分析、需要予測などを行う際の基礎資料として利用。

平成28年11月18日
総務省政策統括官(統計基準担当)

問第98号の概要

(経済産業省生産動態統計調査の変更)

経済産業省生産動態統計調査の概要（現状）

調査の目的

鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ること

調査の概要

調査範囲⁸

- ① 鉱産物及び工業品のうち特定の品目（約1,600品目。以下「調査品目」という。）を生産（加工を含む。）する事業所
② 上記①の事業所が生産する調査品目の販売の管理を行っている事業所又は上記①の事業所へ調査品目の生産委託を行っている事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの
※ 調査品目の選定や対象範囲などの統一的な見直し基準として、「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」を定めている。

調査事項

- ① 製品（生産、受入、消費、出荷、在庫）
② 原材料（消費、在庫）
③ 労務（月末従事者数）
④ 生産能力、設備（生産能力、月末設備台数）

調査系統・方法

報告者数
約17,000事業所

※調査票は、調査品目の種類ごとに整理された109種類の「月報」を用いる。
（H29.1 調査時点）

期日

毎月末日現在
速報：調査月の翌月末
公表：翌年6月頃

報告者
郵送・オンライン
統計調査員

※調査方法：調査員、郵送又はオンラインにより調査

結果の主な利活用

二次統計等への利用

- ① 鉱工業生産指数（IIP）の「鉱工業生産・出荷・在庫指數」を作成するための基礎データ
- ② 四半期 GDP 速報（QE）の製造業部門推計を作成するための基礎データ
- ③ 産業連関表（基本表、延長表）を作成するための基礎データ

産業振興施策策における利用

- JIS 規格や工業標準化法の改正などでの鉱工業品の品質改善を図る上での基礎データ

民間分野における利用

- 業界団体における、当該業界の業況把握、景気判断及び需要予測の基礎データ

今回の変更内容（変更の適用時期：平成29年9月調査から）

変更内容

1. 調査方法の変更

経済産業省が直轄で行っている調査及び経済産業局経由で行っている調査の一部（調査系統において、都道府県を経由する調査を含まないもの、計46月報）に係る送付・回収・督促、審査・照会、集計等の業務を**民間事業者に委託**※これを受け、調査系統に「**経済産業省－民間事業者－報告者**」を追加

変更理由

民間事業者のノウハウやリソースを活用するとともに、経済産業省の業務を統計調査の企画・設計・分析等に重点化することにより、質の高い統計の作成を可能にするため

調査系統 ^(注)				例
① 経済産業省 報告者	② 経済産業省 経済産業局 報告者	③ 経済産業省 都道府県 報告者	月報数	
○	○	○	15	機械器具月報（その45）航空機 等
○	○	○	7	鉄鋼月報（その6）鋼管 等
○	○	○	24	紙月報 等
○	○	○	24	機械器具月報（その40）自動車 等
○	○	○	1	セメント・セメント製品月報
○	○	○	23	機械器具月報（その35）電子部品 等
		○	15	革靴月報 等

民間事業者に委託
(46月報)

変更なし
(63月報)

（注）複数の系統がある月報については、調査対象事業所の從事者規模別等で①～③を区分している。

変更内容	変更理由
<h2>2. 調査系統の整理</h2>	<p>今回の変更後も経済産業局経由の調査が継続される47月報の調査方法を、調査員調査、郵送調査及びオンライン調査から、郵送調査及びオンライン調査に変更 (調査計画上、調査員調査を削除)</p> <p>経済産業局経由の調査では、平成27年度から 調査員調査が行われておらず、今後も調査員 を活用する見込みがないと判断されたため、 調査計画を変更するもの(この変更により、 調査実務に変更が生じるものではない。)</p>
	<h2>3. 提出先、提出期日及び提出部数の変更</h2>
	<p>上記1の変更を受け、民間事業者に委託される経済産業局 経由の調査(31月報)について、以下のとおり変更</p> <p>①提出先：「経済産業局長」⇒「経済産業大臣」 ②提出期日：「翌月10日」⇒「翌月15日」 ③提出部数：「2部」⇒「1部」</p>

想定される論点

調査方法の変更を中心に、その妥当性や効果等について検討

- 民間事業者に委託する月報の範囲
- 先行して民間事業者に委託して行われている他の統計調査における効果の検証、今回の変更内容における支障の有無等の確認を予定
- 回収率の確保、結果精度の維持・向上に向けた経済産業省と民間事業者の役割分担
- 現在の集計・公表スケジュールの維持に向けた取組